

## 平成24年第5回那須塩原市議会定例会

### 議事日程（第4号）

平成24年12月6日（木曜日）午前10時開議

#### 日程第 1 市政一般質問

##### 16番 早乙女順子議員

1. 市長の公約等と市政運営について、その4
2. 放射能対策について

##### 10番 高久好一議員

1. 介護保険について
2. ワクチンの補助の拡充について
3. ごみ処理基本計画（素案）について

##### 20番 平山啓子議員

1. がん対策について
2. 通学路の安全確保について
3. 放射能対策について
4. 医療救急キットについて

##### 25番 東泉富士夫議員

1. 市営住宅の安全管理について
2. 側溝拡幅の整備について
3. 明神橋の復旧について

出席議員（28名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
6番	伊藤豊美君	7番	磯飛清君
8番	岡本真芳君	9番	鈴木紀君
10番	高久好一君	11番	眞壁俊郎君
12番	岡部瑞穂君	13番	齋藤寿一君
14番	中村芳隆君	15番	人見菊一君
16番	早乙女順子君	17番	植木弘行君
18番	金子哲也君	20番	平山啓子君
21番	木下幸英君	22番	君島一郎君
23番	室井俊吾君	24番	山本はるひ君
25番	東泉富士夫君	26番	相馬義一君
27番	吉成伸一君	28番	玉野宏君
29番	菊地弘明君	30番	若松東征君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二君	副市長	渡邊泰之君
教育長	大宮司敏夫君	企画部長	片桐計幸君
企画情報課長	藤田輝夫君	総務部長	成瀬充君
総務課長	和久強君	財政課長	伴内照和君
生活環境部長	長山治美君	環境管理課長	中山雅彦君
保健福祉部長	生井龍夫君	社会福祉課長	阿久津誠君
産業観光部長	斉藤一太君	農務畜産課長	川嶋勇一君
建設部長	薄井正行君	都市計画課長	若目田好一君
上下水道部長	岡崎修君	水道課長	須藤清隆君
教育部長	山崎稔君	教育総務課長	菊地富士夫君
会計管理者	後藤のぶ子君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	古内貢君
農業委員会 事務局長	藤田一郎君	西那須野 支所長	斉藤誠君

塩原支所長 君 島 淳 君

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長  
兼 議事課長 渡 邊 秀 樹

議事調査係 若 目 田 治 之

議事調査係 小 磯 孝 洋

課長補佐兼  
議事調査係長 石 塚 昌 章

議事調査係 人 見 栄 作

開議 午前10時00分

#### 開議の宣告

議長（君島一郎君） おはようございます。

散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は27名であります。

1番、櫻田貴久君より遅刻する旨の届け出があります。

#### 議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程にはお手元に配付のとおりであります。

#### 答弁保留の答弁

議長（君島一郎君） ここで、保健福祉部長より発言があります。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 昨日の鈴木紀議員のごみの戸別収集についての質問の中で、高齢者世帯の地区別の状況についてお尋ねをいただきました。手持ちに資料がなかったものですから、答弁を控えさせていただきますので、この場をおかりしまして申し上げたいと思います。

本年4月1日現在の市全体の独居世帯、それから高齢者のみの世帯の合計につきましては、昨日申し上げたとおり7,265世帯でございます。このうち、黒磯地区が3,853世帯、西那須野地区が2,593世帯、塩原地区が819世帯でございます。

これをそれぞれの世帯数の中で占める割合で申し上げますと、全体では16.1%になっております。黒磯地区が16.4%、西那須野地区が13.9%、塩原

地区につきましては26.6%という状況でございます。

以上です。

#### 市政一般質問

議長（君島一郎君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

#### 早乙女 順子 君

議長（君島一郎君） 初めに、16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） おはようございます。

では、早速1番目の市長の公約等と市政運営についてから質問いたします。

市長に対して4回目の一般質問となりますが、いまだに何を公約したのか、政策の詳細がわからないものがあります。また、市長が何を変革しようとしているのか、市政運営の方向がどこに向かおうとしているのかもわかりません。そこで、市長の公約と市政運営に関して4度目の質問を行います。

公約5に対する質問に「極めて短期間の選挙であったということで列挙させていただいた。今後、これらについては庁内でプロジェクトチームを立ち上げるなどして、早急に政策の詳細を検討して、必要に応じて6月以降の議会に諮りたい」と3月議会で答弁していただきましたので、9月議会で政策の詳細は検討したかと聞きましたが、答弁では政策の詳細といえる内容は聞けませんでした。

また、児童虐待被害者への支援を公約していただいたので、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、DV防止法と4つの防止法が出そろったので、市としても条例化に向けて取り組みだけでもすぐに開始してはいかがかと提案いたしました。答弁は栗川市政当時から行っていたことを説明しただけでした。その後、公約につながる新たな取り組みを具体的に何かしましたか、お聞かせください。

市長が行おうとしている行政運営で、どのような点が変革と言えますか。新聞報道によりますと、建設関連業者に対して「だれに仕事をもらっているんだ」と行政を私物化した発言をしていますが、変革どころか権力をかさに着た悪しき政治への後退となっていませんか。公平、公正な行政運営が行われているかお聞かせください。

新しい時代の行政はどのような行政であると考えていますか。市民との協働、市民参画で重要なことはどのようなことと認識していますか。情報なくして参画なしとの認識はありますか。市民を支援できる行政で、開かれた行政となっているかどうかもお聞かせください。

以上で1回目の質問といたします。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 早乙女議員の質問に順次お答えをいたします。

市長の公約と市政運営について、まずお答えいたします。

公約につながる新たな取り組みを何か具体化しましたかとの質問についてですが、医療の充実という観点から、新たながん検診に現在取り組んでいます。子育て支援についても任意予防接種費用の一部公費負担及び不妊治療助成限度額の引き

上げ等も検討に入っております。また、待機児童解消等のため、保育園整備計画・後期計画の策定に向け作業を進めているほか、子育て環境整備のため親子のつどいの広場事業及び子育て支援サイト開設事業にも取り組んでおります。

虐待防止に関しては、これまで児童虐待防止法などに加え、10月1日から障害者虐待防止法が施行されたことに合わせ、保健福祉部内に担当課による検討会を設置し、各分野の現状把握、問題点、課題の洗い出しを行っています。今後は、検討結果をもとに、総合的な虐待防止体制の整備に向けて、条例化や組織の見直しも含めた検討を現在急ピッチで進めております。

次に、行政運営でどのような点が変革と言えますかとの質問にお答えいたします。

例えば、予算要求において漫然と前例に従うのではなく、事務事業を再度見直し、その必要性や効率性を考えるなど、根本から考えるようにしていることが変革であり、またこのようにして職員の高質の向上、やる気の喚起、こういうことを図ることも変革の一つと考えております。

次に、公正公平な行政運営が行われているかとの質問ですが、市政執行につきましては当然、公正公平な運営に心がけております。今回の県議会議員補欠選挙における私の応援演説についての議論ではありますが、例えば建設業にかかわる契約事務につきましては、地方自治法や市の財政規則等の法令を遵守し、適正に執行されているものと認識しております。

恣意的に特定の業者を排除したり、優遇したりすることは最も避けるべき事項と考えており、現在までそういう取り扱いとは全くなかったと感じております。この点について、特に業界からも不平不満を聞いておりません。そのような声が生じることはないものと考えております。

新しい時代の行政、開かれた行政とはのご質問にお答えいたします。

本市の総合計画において、まちづくりの基本理念の一つに掲げておりますとおり、市民との協働によるまちづくりは大変重要であり、またこれらの行政運営に欠かせない要素であると認識しております。

そのようなことから、本年は協働のまちづくり指針に基づき、市民提案型協働のまちづくり支援事業の創設等を行い、その詳細については昨日の一般質問等でお答えしたとおりであります。

また、市民との協働によるまちづくりを推進するためには、市民との情報の共有が必要と考えており、協働のまちづくりを推進することは、開かれた行政運営にもつながると認識しております。

以上で第1回の答弁といたします。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） では、再質問に移ります。

に対する9月の答弁では、栗川市長の時代に立っていた計画の延長線上にあった。今回もそんなにびっくりするほど進めているということは聞かれなかった。ただ、具体的な政策は示してはおりませんが、テーマぐらいは示してきたのかな。それも変革というより、現状域を出ないような気はいたします。でも、職員の協力で具体化していきそうな道筋はつけたので、それには職員には期待しておりますので、ぜひ進めてください。

そして、虐待防止に関して、虐待防止だけではなく、高齢者虐待防止法、そして障害者虐待防止法、もちろんDV防止法もできておりますので、それらを含めて那須塩原市をどうするのかということで、すぐに4防止法を受けて条例化するというほどの余裕はなさそうなので、その中の一つからでも条例化してはいかがかと思えます。

虐待防止というふうに具体的に公約で言っておりましたので、虐待防止に対応できるような子どもの権利条例を制定してはいかがでしょうか。この点についてお答えいただけますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 子どもの権利条例に関してのお尋ねをいただきました。

あしたの鈴木伸彦議員から通告をいただいておりますので、詳しくはその時点でやりとりをさせていただきたいと思いますが、今回の25年、26年の実施計画の中に子どもの権利条例の策定ということで載せてございます。そのようなことで、当面、今年度中にその検討組織、市民も含めた検討組織を組織しまして、各地でいろいろなタイプの権利条例が制定されておりますので、まずはその調査作業を始めてということで、来年度中には策定をしていきたいかなというふうなことで考えているところでございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 子どもの権利条約が批准されて、子どもの権利条約が求めている内容として国内法に組み込まれた人権条約は、憲法に準ずる法規範と言えるかと思えます。そのため、自治体は国内にあっては人権条約の実施主体として位置づけられ、条約の規定する権利を保障し、権利実現のためのさまざまな措置をとらなければならないと思えますけれども、いかがですか。この考え方は認識しておりますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） ただいま議員がおっしゃいました方向で間違いはないというふうなことでございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 具体的には自治体は子どもの権利条約の公布を初めとして、子ども施策の具体化、子どもの参加等の取り組みを実施していくことが望まれます。

その場合に、子どもの権利条例を制定し、子どもの権利を法的に保障し実現していくことが期待されているところです。

さまざまな国内法も整備されていますので、近年問題となっている児童虐待防止にも具体的に対応でき、子どもの権利を総合的に保障できる子どもの権利条例とすることが求められているのでしよう。

1994年4月22日に子どもの権利条約を批准しましたので、これを受けて自分で決める権利、参加する権利、個別の必要に応じて支援を受けられる権利の保障として、障害児の統合教育を実現する運動を私もしました。

黒磯時代、藤田市政当時、障害児の権利としての統合教育に関する質問をたびたび行いました。先駆的な自治体への視察、全国集会への参加など、さまざまな運動にもかかわりました。現在、運動は新たな問題も加わり、子どもの権利条約を生かす次の段階に移りました。最終日の鈴木伸彦議員の一般質問に子どもの権利条例の制定を求める質問が出ていますが、子どもの権利条約を批准して20年以上たってからの条例制定ですから、現在、制定する意義を明確にさせていただき質問をしていただくことで、この後は鈴木議員にゆだねることにいたします。

でも、1つ確認ですけれども、もし条例を制定する場合、ただ先駆的自治体の条例をまねるとか、大学の先生等の学識者の言いなりでおざなりに短時間で条例制定するとか、理念だけ立派でも、具体的な内容がない条例は避けてください。保護されるべき権利を明確に規定し、具体的にわかりや

すい言葉で真に使える条例とするには、当事者、当事者を支援する人、当事者を代弁する人、地域で支えとなる人たちを交え、つくり上げるプロセスがとても大切になります。条例制定の取り組みの考え方だけもう一度お聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 制定の考え方ということでございますけれども、先ほど言いました全国の各自治体でも制定が進んでおりまして、いろいろな型の条例ができております。そのようなことで、今、議員がおっしゃったような真に本市の市民と申しますか、子どもにとって一番いいというふうな形のを、先ほど言いましたように、親、学校、地域、行政、子どもにかかわるすべての人が正しく理解をして、それらの意見が反映されたような条例の中身にしたいというふうに今のところは考えているところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） では、次の質問に進めます。

先ほど市長が行おうとしている行政運営、とても模範的な回答を行ってありました。その模範的な解答と裏腹に、県議の応援のときに言った言葉と、今の答弁が余りにもかけ離れていて、私には信じられません。

現在まで行っていない、ああそうか、これからのことは言っていない。現在まではそういう市長はおりませんでしたので、行っていないのは当たり前だな。不平不満もこれからだろうなというふうに思いましたので、ちょっとこの辺のところで聞いてみます。

今どき特定の候補者を支援する業者に仕事を与えるというようなニュアンスになるようなことを

市長が言うということは、私は幾ら県議へのリップサービスの場であったとしても、私は考えられません。なぜかそのときの発言がすべてテープになりまして、そちこち出回っております。私もそのテープを、全部テープ起こしをしてみました。それで、このテープ起こしをしてみたところで、本当にびっくりしていました。

「きょうは建設業が余り来ていませんね。来ている方もあって私も存じています」と言ってから、「だれに仕事をもらっているんだと私は言いたい。自民党じゃないんですよ」とか、「税を使って生業をやっている人が発注する者、そういう者につながる人に矢を引くのは、自分の会社をつぶしていいと思っているんですか」と、あときつと人見菊一議員の中のところでやりとりをするようなもの、本当にそういうふうに言ったんだと、それよりもっと聞くにたえないようなことを言っているんですけども、先ほど言ったように、公正公平に行政運営を行うということを、この県議会の候補者の応援のときに言ったことを反省して、取り消して、公正公平な行政を行うことを約束していただだけませんか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） テープが出回っているということで、何かを話して言い逃れをしようとか、そういう気持ちはございません。ただ、あのとき発言した私の記憶、私はテープを持っていないんですけども、残っているのは、これは従前からの私の主張を述べただけと認識しておりまして、どういうことかという、いわゆる市長になって初めて非常によく理解できたことは、市というのは税金、あるいは国・県、こういうものからの国・県の支出金等が主な収入源となって、すべての事務事業が展開されております。その中で極め

て特殊な例として、建設業関連、これは市、県、国から発注される建設業関連は、これはすべて100%税ですよと、こういうこともっております。

そういう意味で、100%税から受注を受ける業界としては、できるだけ公正公平な対応をしていただきたいと、こういうことが根底にありまして、これはもう以前から私が県議時代からお話ししていた内容。その中で、市長に弓を引く者は、これもちょっと余り品のいい言葉ではありませんが、ぶつつぶすみたいな発言ですけども、そんなことは私は口が裂けても言いません。あれは新聞の記事として、一連の中でだれがどう言ったのかわかりませんが、並べて書いてあったために増幅をしたイメージを市民に与えた、私はそう認識しておりまして、やっぱり税を元手として受注を行う、こういう業界については、公正公平な社会対応を望みたい。

だから、市長が発注しているとは全く言っていないんですよ。税から受注を受ける者、だれからももらっているんだというのは、だからその言葉足らずですけども、市民であり、県民であり、国民から仕事をもらっているんです。党とか一定の偏りの中で仕事が生じているわけではない、こういうことで、言葉が足らずのところもあったと思いますが、やっぱりある一定の時間でお話ししているもんですから、今言ったようなことを丁寧に話しする、そういうところが欠けていたかなということは反省しております。ただ、言ったことを全面取り消して、ここで謝れみたいな発言には同調いたしません。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） いつものことですけども、何ともご自分を正当化することだけはとて



もたけていらっしゃるんだなというふうに思いました。私、別に増幅してイメージを与えたような言葉を言ったんじゃないくて、テープを忠実に起こして、それをここに持っているんですけども、それで先ほどのことを言ったのであって、別に新聞記事もその中で余りに聞くにたえないようなことは入れないで、あのぐらいにしていたんだというふうに思います。これをテープ起こしをしてびっくりいたしました。

それで、これ以上の発言は、私はここでのやりとりをやってきくと同じことをおっしゃるだけでしょうから、次の人見議員にゆだねるということで、ただ1つだけ、従前から発言をしていたことだ、政治家って言葉が命なんです。もう市長になってしまっているんですよ。それを取り消すことはできないんです。それをご認識いただいて、これからの行政運営をやっていかないと、一度言ったことを取り消す、これの繰り返しでは行政成り立ちません。それだけは強く申しておきます。

そして、の質問に移ります。

先ほど市民との協働によるまちづくりは重要で行政運営に欠かせないというふうな認識は持っていらっしゃるようです。そこでお聞きいたしますが、産廃はもう要らない、産廃が一極集中しないまちづくりには市民とのどのような協働が期待できると考えておりますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 産廃関係についての協働でございますが、これは現在ある組織、そういうものの意思を重視しながら産廃行政、住民組織、こういうものの発言、あるいは行動、こういうものを重視しながら、それをあわせて行政も推進していきたいと考えております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 今、現在ある組織、住民の組織というふうにおっしゃいましたけれども、具体的にどのような組織があるか把握していますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 現在ある組織は、環境対策協議会、これが一番大きな組織として認識しております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 那須地域環境対策検討委員会のことですね。松本会長さんが就任している会だというふうに思います。そのほかにも、さまざまな産廃のことに取り組んでいる団体があります。そういう団体についての認識というのはいかがでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 余り詳しく認識しておりません。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） この間の産廃の全国集会に参加した割には認識していらっしゃるんですね。たくさんありますので、別に行政が支援している組織だけじゃなくて、自主的に小さなサークルであっても産廃問題に取り組んでいる、本当にごみの不法投棄を回収している団体から、自然保護を行っている団体、さまざまな団体があるということの認識をお持ちください。

ここで、これこそ協働で産廃はもう要らないまちをつくっているということをここで認識をしていただいて、産廃をとめているのは、産廃に関して許可権のない市長でもありません。議会でもありません。住民の運動が協働するから、現在、産廃をとめているんだというふうに私は認識して

おりますけれども、市長はどのような認識をお持ちですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） この点については、早乙女議員の発言のとおりだと、こう認識しております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） やっとここで一致しました。

番目のところを進めていきます。これがちょっと私はきょう、苦言を呈したいということで、少しお話をさせていただきます。

市民団体が企画して11月24日にいきいきふれあいセンターで開催された廃棄物処分場問題全国交流集会の記念講演は、市長と副市長が非常識な横やりを入れたことで講師が変更になりました。しかし、主催する良識ある市民団体は目的を達成するため、急遽、交渉を変更し、足尾、田中正造から福島の前へとテーマと変え、公害の原点から原発事故へ、産廃処分場問題に放射性廃棄物の問題を加え、内容も充実させ、全国集会を那須塩原で開催する目的は達成しました。

私は住民自然保護団体の代表として集会準備から集会開催までかかわりましたが、産廃問題の取り組みは住民の協力がなくてはできないことを地元や全国の運動にかかわる人の話から学びました。市民運動なくして、産廃はとめられません。行政運営で市民との協働を願うなら、市民が行う活動に今後は市長や副市長が邪魔をすることがないように忠告いたします。

質問を進めますが、市民との協働によるまちづくりを推進するのは情報の共有が必要との認識をしっかりと持ち、それが開かれた行政運営になると理解していると、先ほどの答弁を聞き、とりあ

えず次に移ります。

通告では、市民と先ほど通告いたしましたが、議員も同様です。市民の代表として行政運営、さまざまな施策内容を審議するには、チェックするのは行政と同じ情報がなくてはできません。行政の共有が必要です。この点はどのように考えますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） ただいま共有、市民との共有、この点について早乙女議員の発言でございますが、この協働のまちづくりの原点、市民との情報の共有、この点については一致した考えであると考えております。

議長（君島一郎君） 市長。

市長（阿久津憲二君） これは議会、あるいは市民、これは全く同様のものと考えております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） なぜこんなことをわざわざ聞いたのかと言いますと、今、執行機関の中では、やたらに議員に資料を提出すると、それを全部上に上げなければならない、一々報告しなければならないと言って、とても委縮しております。今までもそういうことはあったと思うんですけども、それが必要以上に職員が意識するような通知を出しているというふうには私は思いますので、もう一度確認をしています。

議会改革や議会活性化には、議会への情報提供のあり方や、議員への情報開示に関して積極的な開示は必要不可欠であるとの認識、これは議会は持っております。執行機関も同様の認識があるかどうか、最後にもう一度お聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） そのように同様の認識を

持っております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君）では、次に2番目の質問、放射能対策についてに移ります。

膨大な予算を使い、除染を行おうとしていますが、国が定めた除染範囲と方法には問題があります。那須塩原市として、どの範囲まで、どのような方法で、何を除染するのか、まだ明快に示されているとまでは言えません。そのような中、小中学生の子どもたちの外部被曝の線量調査として行ったガラスバッジ調査の結果が出ました。市の行った除染から導き出されたことを説明してください。

それを踏まえて、国が定めた除染範囲と方法にどのような問題があるか説明してください。その上で、那須塩原市ではどのような除染を行うのかお聞かせください。

除染を大手業者に一括発注することで、膨大な予算を消化することになりますが、線量低下につながる保証はありますか。業者の能力評価をどのように行いますか。線量低下に対する費用対効果はどのように評価しますか。効果のない除染で大きな予算を浪費させることはありませんか。

栃木県のモニタリングポストであるハロープラザの空間放射線量が大きく低下したのは、徹底した除染の結果ですが、モニタリングポストの除染に関して、県や国の許可はどのようにとりましたか。県や国から何か指導はありましたか。モニタリングポスト周辺だけの除染は、モニタリングポストの本来の形をゆがめています。データの隠ぺいに等しい行為です。将来、公式データが必要となき、その地域をあらゆるデータを失ったこととなります。このようなことをどのように認識していますか。

ハロープラザの同一敷地で除染しなかったふ

れあいの森の室内線量は、窓際で0.9 $\mu$ Svでした。この地域では同様の値を示す個人住宅もあります。モニタリングポストの線量を下げた責任で、この地域での除染はハロープラザで行った除染メニューでの除染を求めます。

11月13日に行われたガラスバッジ調査結果説明会で、市のアドバイザーの鈴木元氏は、県が行ったガラスバッジの調査結果で1年間の追加外部被曝線量の2.4 $\mu$ Sv/年と4カ月後に市で行ったガラスバッジ調査の1.8 $\mu$ Sv/年を比較して、時間とともに減ってきているのではないかと説明していましたが、県で調査した子どもたちは市の調査は受けていません。比較できる対象者がいない調査の数値を比較し、不確かなコメントをしています。アドバイザーの役割を私は果たしているとは思いません。きちんとアドバイスできる人に再度結果を分析してもらってはどうか。そして、今後の調査をどのように行ったらよいかのアドバイスも受けてはどうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） それでは、2の放射能対策についてお答えをいたします。

の国が定めた除染範囲と方法の問題点と、本市の除染についてであります。まず、モデル除染の結果につきましては、低線量地域の補助メニューでは縦樋の汚泥除去が、また高線量地域の補助メニューでは表土はぎ取りの効果が高い。屋外空間放射線量の低減効果の比較では、高線量地域の補助メニューのほうがより低減効果が高いという結果が出ております。

次に、問題点であります。まず、放射性物質による汚染分布は、福島第一原発事故直後の風向きや降雨に影響され、福島県から本県にかけ、帯状に広がっております。しかし、国が定めた除染メ

ニューは県境により区域設定が行われていることから、比較的線量の高い地域と比較的線量の低い地域の区分が出てきており、ここに問題があるというふうに考えております。これにより、除染に係る事業費の補助に大きな差が生じております。

これらを踏まえまして、本市といたしましては、国の補助メニューのうち、雨どいや側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去、枝葉の剪定や落ち葉の除去、除草といった工法を、また子どものいる生活環境にも配慮し、18歳以下の子どもを持つ家庭では緊急雇用創出事業を活用した表土除去を実施することとしております。

次に、の除染費用と効果等についてですが、発注形態によって、除染後の線量が左右されることとはないと考えます。また、業者の能力評価等につきましては、除染作業の内容から見れば、建設工事の許可業者であれば、知識、経験、技術等において施工可能と考えますが、処理件数が膨大になることや、短期間で完了を目指す観点から、技術者の数や労務環境、経営規模等の能力が求められると考えます。

次に、費用対効果についてですが、国の補助メニューであっても、極端に効果が薄い工法は採用しないなど、費用対効果にも配慮する考えではありますが、空間線量の低減率が少ない場合でも、被曝リスク低減に向けた除染は必要になる場合があると考えます。

次に、のハロープラザ除染によるモニタリングポストについてであります。ハロープラザに設置していますモニタリングポストは、文部科学省の設置した可搬型モニタリングポストであり、太陽電池とバッテリー、携帯電話を内蔵し、測定したデータを文部科学省に送信をしています。

ハロープラザを除染するに当たって、県を通じ国に確認をしましたところ、除染は問題なしとの

回答を得ております。除染作業に当たり、検知器に放射性物質が付着しないようにとの指導があったことから、シートで囲うことにより防止をしたところでございます。

また、ハロープラザの除染により、地域をあらわすデータを失ったとのご指摘でありますけれども、地域の放射線量はモニタリングポストのみで測定をしているわけではなく、市内317カ所での測定結果を記した放射線量マップでも把握は可能であると認識をしております。

次に、ハロープラザ周辺地域での除染についてですが、今回のハロープラザの除染は、多くの皆さんが利用する公共施設除染の一環として、また各種除染方法の効果の検証という意味合いから実施をしたものであります。その結果、特に芝の除去、あるいは表土除去が効果的であることが実証されたわけでありまして、これをもってすぐに当地域の除染方法とすることは、先ほどお答えしましたように、補助金の対象とならないということから難しい状況にあります。このようなことから、今後も国に対しまして、福島県同様、表土除去など高線量地域の補助メニューの対象となるよう、強く要望をしまいたいと考えております。

最後に、のガラスバジ調査結果説明会の件についてであります。説明会では市が5月から7月に行った就学児童生徒を対象としたガラスバジ積算線量計の調査に基づき、その結果について説明を申し上げ、かつ放射能対策アドバイザーである鈴木元先生から評価をいただいたところであります。

現在、被曝の健康影響、特に低線量被曝の健康影響の科学的知見は、過去の人類の経験から得られるものであり、広島、長崎の原爆の人体に対する影響の調査は、その規模からも調査の精緻から

も、世界の放射線疫学研究の基本となっております。鈴木先生におかれましては、これらの研究に従事された豊富な実績をお持ちであり、今後も本市のアドバイザーとして依頼していく考えでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） では、モデル事業からわかったことを踏まえて、実際に先ほど行うのは低線量地域の補助メニューだけ、そして緊急雇用対策で別にやるというふうに聞き取れたんですけども、低線量地域の補助メニューの中で、雨どいとか、側溝の洗浄とか、汚泥の除去、庭木の剪定、落ち葉の除去、除草、それだけですかね。南相馬市の低線量地域のメニューでは、一部高線量地点、地点の土壌等の除去が入っていますけれども、那須塩原市ではそれはやらないんですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 予定をしておりますのは、先ほど説明したものでございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） モデル事業の結果、高線量地域のメニューの表土はぎ取りに効果があるということがわかったというふうに先ほど報告していますけれども、それをではどういうふうに生かすおつもりで、最初からそんなことはわかっていますよね。それなのにやったということは、何らそこから導き出すものがあるという、想定をしてこういうものはやるんじゃないですか。だったら、一部高線量地点の土壌、要するにホットスポット的に本当に高いところがあるところがあるんですね。

我が家でも雨どいの下のちょっと流れたところは、5月の時点で93μSvありましたから、そこは

私自分たちで除染しましたけれども、そういうことをやると相当線量違うんですね。家の中に入る影響って。そういう部分やらないんですか。  
議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 先ほど申し上げましたのは、今回、除染を進めております5地区におけるメニューであります。それで残りの10地区につきましては、住宅マイクロホットスポット除去ということで予定をしております。これにつきましては、あくまでも18歳以下のお子さんがある世帯であることというのが1つの条件にはなっておりますけれども、今回外れる10地区以外の18歳以下のいるご家庭につきましては、マイクロホットスポットを実施してまいりたいということに考えております。

これにつきましては、当然、先ほど議員ご指摘のとおり、雨どいの下というものは局地的に非常に高い線量が確認をされております。そういったところから、雨どいのところの表土の除去ということをして10地区以外では予定をしております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 5地区では、この一部高線量地点の住宅マイクロスポットの除染というのはやるということですか。緊急雇用対策でやるんですか。財源的にどちらでやるんですか。これは低線量メニューに入る、福島以南相馬市では、これは低線量メニューのところで行っているということは、国から出るお金でやるわけですよね。これは入れないんですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 5地区での表土除去につきましては、緊急雇用創出事業の補助メニュー

を使って実施をいたします。なお、住宅のマイクロホットスポットにつきましては、環境省の補助メニューを使って実施をするというものでございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） ちょっと問題を変えます。

10月15日と23日に入札が済んだ都市公園の除染は、表土除去は行いましたか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（薄井正行君） 都市公園につきましては、土の部分については表土のはぎ取り等を考えております。実際に設計をしまして発注しております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 私もそっちこち線量をはかっているんですけども、那珂川河畔公園とか、黒磯公園なんかのところ、とても線量の高いところがあります。そういうところをちゃんと測定して、表土除去というのはやるのでしょうか。子どもたちが遊ぶ場所、そのほかにも、私が測定していないところにもたくさんありますけれども、高いところで子どもが今遊んでいます。幼稚園とか学校の校庭のような、子どもの遊ぶ場、全部今の公園の中のところで表土除去をするのと同じようにやるというふうに理解してよろしいですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（薄井正行君） 表土除去を行わないところということで、逆に申し上げますと、例えば芝生のところについては、芝生については深刈りをするということと、山林になっているところについては沿路から、ちょっと数字は忘れましてけ

れども、沿路から近いところだけ表土のはぎ取りをやるということで、山林の中まで全部表土のはぎ取りは考えていないということでございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） では、その辺のところはこれ以上やると時間がありませんので、次に移ります。

のところですけども、幾ら私でも発注形態で除染後の線量が左右されるというふうには思っておりません。先ほどの答弁聞いてびっくりしたんですけども。わざわざ入札資格に1,500点以上の大手としたので、どの程度の能力がある業者が受けたのか確認するため、そして線量低下につながるいゼネコンをもうけさせることはないとの思いで質問したわけです。

国からのお金でも税金は私たちの税金です。これだけ予算をつぎ込むのですから、効率よく線量を下げてもらわなくてはなりません。効果のない除染で浪費したのではたまったものではありません。モデル除染でメニュー決めたのでしょうか。まさか除染をするということが目的で、線量を下げることが目的でないなどとは言いませぬよね。なぜ市民が除染を求めるかというのは、線量を下げたいからです。線量が下がる除染を業者にさせてください。線量低下への除染事業に対する認識をもう一度お聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 先ほどもお答えしましたとおり、低線量メニューのものでやるわけでございます。それも当然、線量を下げたいという思いからでございます。ただ、なかなか目に見えた効果があらわれない可能性もあるかというようなことも懸念されますので、先ほど言いました表土除去、あわせてホットスポットとなっております

ところの堆積物や汚泥、それらを除去することによりまして、少しでも周りの放射性物質を減らすということが目的でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） この一括発注にした部分、途中までは都市公園なんかは分割発注でやってきましたよね。それで、今ごろになって、分割発注していたものを急遽一括発注した。補正予算で計上した9月のときは分割発注でした。だれの提案でこのような変更がなされたのでしょうか。市長の提案ですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） これは私の提案です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 市長、9月に自分で分割発注しておいて、急に一括発注がいいというふうにした理由、私もいろいろなところを調べたんですけれども、福島なんか調べたんですけれども、余り一括発注しているところはないんですか。何か一括発注したほうが得策だというふうに思った、その理由をもう一度聞かせてください。短期間でできるなんていう表向きものはありませんから。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 一括発注と分割発注でございますけれども、既にもう設計が済んでおります公共施設につきましては以前のとおりに分割発注で進めております。今回、一括発注とした大きな理由でございますけれども、非常に短期間な工期ということから、短期間での効率的な除染が可能である。また、住宅と公共施設、これらを一括で発注することによりまして、質の同じ除染ができる。業者がある程度ばらばらになってし

まいますと、ある程度のばらつきが出るということも予想されます。そういったことで、一番大きなところは短期間での完了が見込めるということでございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 一括発注で短期間であるということ、それを私はそれも疑問だなとは思いますが、1,500点以上にして業者を締め出すということをする必要がなかったんだろうな。東洋建設のような中堅のゼネコン単体に任せるのではなくて、除染技術の研究結果があって、総合的な技術力、管理能力のある企業と地元企業との共同企業体に任せているような南相馬市のような場合なら、今言ったことが成り立ちますけれども、でもそのような都合のいい業者の参入はなかった。だったら、その1,500点とする意味がどこにあるのかということをお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） ご案内のとおり、設計金額が非常に大きいということがございます。それによりまして、一般的な市内の建設の事業者におきましては、それらの通常の取引規模を大きく上回っているというようなことでありまして、今回の業務に関しましては市内の業者ではなかなか期限内での履行が難しいという判断をさせていただきました。そういったことで、市外の会社も入札のほうに入れたわけでございますけれども、格付を市外はしてございません。そういったところから1,500点というP点、これによりまして今回の除染業務が履行できるのではないかというような判断のもとで1,500点ということとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番(早乙女順子君) 実際、先日もずっとこの点についても山本議員なんかも質問の中に入れていましたので、そんな大きな金額がなぜ、今の大きな金額だから地元の業者ではというようなことをおっしゃっていたフレーズもあったかと思うんですけども、だったらそこまで言ったのでしたら、東洋建設には手を抜くことなく、効果ある除染を期限内に守っていただきたいというふうに、これ1日たりともおくれずに、きちんとしたものをしていただきたいというふうに、そこまで言ったんですからやっていただくことをお願いいたします。

それで、実際の作業というか、業務委託の内容のところ、除染同意書をとるのはどのように行っているんですか。同意の前提になる意向調査というのをきちっとやっていますか、その業者。やりますか。

議長(君島一郎君) 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長(成瀬 充君) 昨日もお答えしましたが、来週15日から地域での説明会を実施するというごさいます。具体的にどういった方法で同意書を聴取するというものは決まっておりますけれども、当然、人海戦術によって聴取するしか方法はないというふうに考えております。そういったところも含めて、どういった方法であれば同意書を早くまんべんなく取れるかということにつきましても、現在、事業者のほうと打ち合わせ中のごさいます。

議長(君島一郎君) 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時09分

議長(君島一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁の訂正

議長(君島一郎君) ここで総務部長より発言があります。

総務部長。

総務部長(成瀬 充君) 先ほど18歳のいるご家庭というふうに申し上げたそうのごさいます、18歳以下ということでご訂正をお願いしたいと思います。

あと、先ほど意向調査の件で答弁漏れがありましたので、申し上げます。

意向調査につきましては、18歳以下のいるご家庭については、緊急雇用住宅マイクロホットスポット、これについては全世帯で実施をしております。そのほかの一般のご家庭につきましては、時間的なこともあるということから、意向調査の予定はしておりません。

議長(君島一郎君) 16番、早乙女順子君。

16番(早乙女順子君) 時間的なことから意向調査を行っていない。やっぱり南相馬で一括発注したのと似て非なるものですね。南相馬の除染計画を見て、南相馬では除染までに、実施までの流れということで除染の同意書をとるのにアンケートの送付までしてしまして、そのアンケートの内容というのが、あそこは竹中工務店が受けていますので、そこで決めた竹中のとても丁寧なアンケートが30ページに及ぶアンケート、それを説明し



て、そしてまた再度説明をして、それから始まるというふうに丁寧にやっております。それはこんなに緊急に一括してやったというような工事ではなく、最初から一括でやるということを決めて、そのために何をその業者にさせるかということを決めてやってからです。

うちのような、こんな急場しのぎのことはやっておりませんので、同じような結果になるかどうかというのが、東洋建設には手を抜くことなく効果ある除染を、期限を守って行っていただくということをもう一度伝えていただくことをここで言いまして、次の質問に移ります。

ですけれども、モデル除染を利用してハロープラザの除染を高線量メニューで行っております。それはモニタリングポストそのものの線量を下げることが目的であったのではないかというふうに私は思います。違うというなら、ハロープラザで行ったあれだけ徹底した除染をモデル除染だということで、どこかに生かさなくてはなりません。どこに生かしますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） ハロープラザのモデル的な除染でございますけれども、特にポストの周りの芝をはいだということから、急激に落ちてきたというような検証が出ております。当然、その芝はぎだけではなくて、周りの杉の林の除去とか、周りの調整池のものというものもやっております。そういったことで、基本的には本当に表土、芝のはぎ取り、これは本当に除染の効果があるなどというものが改めてわかったところでございます。それらについて先ほど答弁申し上げたとおり、それらをすべてのところに対して、そういった工法が用いられないというのも一種のジレンマではあるわけでございます。

先ほど答弁しましたように、そういったものが補助対象メニューになるように、再度、環境省のほうには強く要望してまいりたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 私程度の知識でも、その程度のことはモデル事業をやって報告していただかなくても、何が効果があるかぐらいはわかります。それをあえてやったということには、何か生かすためにやったんでしょということを知りたいんですけども、それをこれだけ効果があったんだからといってメニューに入れると国に言うためのデータにするということですか、今の答弁は。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 先ほども答弁しましたように、ハロープラザ、そのものが多くの市民の皆さんが利用するというものが大きな要因でもあります。そういったことで来る方々に対しての配慮というところも大きなところでございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） ハロープラザは多くの市民が来る施設だから配慮したと今おっしゃいましたけれども、あそこコンクリートの建物ですよ。建物は線量が低かったんですよ。それで、除染前の建物の中の線量どの程度でしたか。そして、それがどの程度になりましたか。把握していますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 申しわけございません。今、私のほうでは把握してございません。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） では、私がかつたのをお知らせします。建物の中、0.08  $\mu$ Svぐらいだ

ったんですね、除染して。その前どのくらい差がありました、その程度ですというふうに聞いてきました。ですから、あそこを配慮するならば、私はあそこの隣にあるふれあいの森で除染事業をやったほうがよっぽど意味があっただろう。あそこの隣の建物はコンクリートの建物じゃないんです、平屋建て。それで、あそこは室内で0.9 $\mu$ Svもあるんですよ。そちらで何で除染のモデル事業をやらなかった、一石二鳥じゃないですか。モニタリングポストの除染だというふうに私は思ってしまうのも、そういうことからです。

先ほど市でもはかっているからよいというふうに、ほかにもはかっているからいいというふうに答弁をしましたけれども、そもそもモニタリングポストは、国、文科省が設置するんです。そんなことをしたら設置する意味がないんです。市が図るのとモニタリングポストというものの役割は違うんです。文科省がモニタリングポストの意味を、文科省自体が理解していないから周囲だけの除染を許可したんでしょう。もし、それを知っていて文科省が線量が見せかけでも下がればよいということがわかっている許可したんだったら、それは本当に国って最低です。こんなところに国が信用されない理由があるのかもしれませんが。

現在、福島でも新聞に載っているモニタリングポストの値は低くなっています。知らない人が見たら、福島原発事故後の汚染状況は大したことないと全国の人が思ってしまいます。モニタリングポストの恣意的な除染は、データの隠ぺいに等しい行為ですと忠告いたします。ハロープラザのモニタリング周りの除染に幾ら予算を使いましたか。この財源は何になりますか。聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 正確な数字はちょっと

現在承知しておりませんが、700万円強だったと記憶しております。

なお、これにつきましては、国の補助メニュー、一部環境省の補助メニューを使っております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 一部環境省の補助を使って、700万強も使ってやれる検証でしたら、同一敷地内にあるふれあいの森で実証実験をすれば、線量の高い福祉施設の線量を下げられて、それで高線量のメニューがどれだけ下がるかということの実証にもなって、一石二鳥だったのに、そうは思いませんか。何であちらでやったんですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 当初、ふれあいの森につきましては、通所者があるということでありましたので、いわゆる子どものいる場所という位置づけで高線量メニューが導入できないかということで検討を進めていた経緯もございます。最終的に、環境省のほうでは子どものいる空間とは認められないという結果が出たところでございます。

当然、隣接をしているものですから、特にふれあいの森側の草木とか、芝生の張りかえ、それらについてはあわせて実施をしたということがございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 市長は平山候補の集会で、除染に関して、「今やらないと、あのハロープラザ0.5以上が、それがやったら次の日に0.1になったじゃないですか」というふうに発表しています。これを聞いた市民は、除染をしてもらえば、こんなに急激に下げられるというふうに勘違いしてしまうような発言をしています。あれは高線量メニューで、それも徹底的にやったので下がったんです。この部分を市民が期待しているというふ

うにはお思いになりませんか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 当然、期待はされていると思います。ただ、やはり市内全域を今、補助メニューでない事業を取り入れるという形になりますと、膨大な一般財源等をやらなければなりませんし、またそれが現実的に可能かというような問題もあるかと思えます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 時間がないので次に進めます。

最後に、11月13日のガラスバッジ調査説明会で、鈴木元氏が、比較する対象者がいない調査の数値を比較してコメントを出したとき、そこに立ち会っていた職員の方、ここにも何名かいらっしやると思うんですけれども、そのとき、あれ鈴木先生変なことを言った、変だというふうに思った方はいらっしやいますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 職員の中からはそういった話は特に聞いてはおりません。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 職員も鈴木元さんと同じ認識だった。私、あそこの場において、保護者の方が何か意見を言うのではないかなというふうに思っていましたら、保護者の方はあそこに出席していた方が本当に少なかったです。私の知っている保護者に聞きましたら、どうせ鈴木先生が言うことはわかっている、行ってもしょうがないという声も聞かれました。

それで、しょうがないなと、ああいう発言をするのではなというふうに私は思って、私はその発言は違っていますよというふうに指摘したんです

けれども、それも意味がわからなかった、あの場で、訂正もなかった。

でも、少し鈴木元さんに同情して、県が行った調査を受けた子どもも、まさか市の調査を受けていなかったとは思わなかったんでしょね。時間が経過して、どのような変化があるかを知るためには、先に行った県の調査、そしてそれから4か月後に行った市の調査を受けさせて、その対象者だけどれぐらいの変化があったかというふうに見るのが普通の人だったらそういうふうを考えます。私もそう考えて、そういうふうにしたらと言ったんですけれども、職員に拒否されましたけれども。ですから、普通はそう考えるので、鈴木元さんもそう考えたんでしょう。ですから、鈴木元さん、思い込みでコメントしてしまったわけですね。でも、それが許されるわけではないんですけれども。

時間が経過して外部被曝線量がどの程度変化するか確認するというのが私は必要だと思うんですけれども、今後、どのように行う予定ですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 今回の小中学生を対象のガラスバッジについては、目的といたしましては前にもお話し申し上げましたけれども、保護者の放射線量に対する不安の軽減だと、こういったものを目的に、実施目的はそのようなことで、あくまで個人あての通知ということで、その内容の分析には各個人へのデータの送付はしております。それを受けて保護者の方にこういった形で結果はそれほど現時点では健康被害に値することではないという評価を、その中でも差し上げるということが、このガラスバッジの分析評価、あるいは講話の結論だと私は認識しております。

したがって、今回実施したバッジの結果をもとに、これを前にも申し上げましたが、今進行

している子どもたち、いわゆる保育園、幼稚園の児童の結果、こういったものを今後、総合的に見合わせながら対策本部のほうでどういうふうな結論になるかはまだ私のほうからは申し上げられませんが、そういった総合的なガラスバッジのデータの分析を行いながら、今後の対応を検討していくということになるかと思えます。

少なくとも、教育部についてはあの時点でも申し上げました一定の成果は得た、ガラスバッジによる結果、結論は得たと、このように承知しておりますので、24年度の事業としては一応締めをくりたい、このように考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 私、24年度の話を聞いているんじゃないで、今後ということは来年度ということで聞いているんです。ホールボディカウンターの検査も来年度も続けるということはもう発表しています。ホールボディカウンターって内部被曝です。このガラスバッジは外部被曝です。両方あって被曝を知らなければいけません。そういうことで、ある意味両方をきちっとやらなければいけないものを、本当にどれもこれも中途半端にやっているということです。

そういう部分のところで、きちんと外部被曝に関しても経過を知っておくことが必要だというふうに思いますけれども、実際に時間的経過でどのぐらいになる、この地域の空間線量が下がってきて、どのように外部被曝が低減するのか、それとも何かほかの要因でちっとも変わらないのかということさえ、わかっていますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 私もその分野にたけた専門家ではないので、一般論から申しますと、市

で各所で測定しているいわゆる空間線量の値ですけれども、それと学校で実施している空間線量の値、そういったものを統計的に今日まで追ってみますと、おおむね低減傾向にあるということは私の印象としてございますし、いろいろな講習会とか研修会等にも出させてもらいますと、ある程度の学者と言われる先生方も、そういったものは今後、低減傾向にあるだろうということをお聞きしていますので、私自身はそのように認識しております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 一般的に言われているのだけではなく、子どもたちの生活、どういうふうにするかわからない。ある意味、除染もしていないような校庭で遊びまくったということで外部被曝を受けてしまうような子どもたちがいるかもしれない。だから、地域の中の空間線量だけでなく、その子ども子どもがどんな行動をとったかによって、ただその辺の地域の空間線量が下がってきたからイコール我が子が下がるというふうな因果関係はない。だから、それを一人一人確認していくという作業が必要だということで、低減傾向があるというだけで、低減するとはだれも言い切っていないと思いますので、そこは確認して、それで低減したになります。

そういうことのために必要なんじゃないですかということを私は言っているわけです。そんなに難しいことを言っていないからね。除染の費用であれだけかけられるんですから、子どもたちへの除染した効果がどのぐらいあるかということを実証したってよろしいんではないかなというふうに思います。

鈴木元氏にこれからもアドバイザーは続けてお願いするというふうに先ほど言っていますけれど

も、私とても科学的見地からコメントしているお方だというふうには思えないような発言を時々なさるので不思議なんですけれども、それでも私たち一般素人よりはましなんでしょうから、ぜひ聞いていただきたいと思います。

今、ましという言葉に反応した方がいらっしやいましたけれども、だって私でさえガラスバッジのあのデータはおかしいよと気がついたので、おかしくなかったんですから、そう言ったんですけれども。

外部被曝の線量がどの程度変化するかを確認するため、来年度のガラスバッジの調査をしたほうがよいかを鈴木元さんに聞いてはいかがですか。必要ないとおっしゃったんだったら、そのときは逆にアドバイザーも必要ないと言っているに等しいのですから、一度確認していただけないでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 教育部だけの判断で、この場で確定的なことは申せませんが、そういったことも含めまして、ただしガラスバッジをやはり測定して、回収して、なおかつそれを分析するというのに、やはり教育現場のほうにも相当荷重がかかるということもありますので、なおかつ予算等の絡みもあります。ですから、それについては今後、25年度の予算編成とあわせただ中で、もちろん放射能対策本部の中に、こういった議題等も持ち込んで、これらはもんでいただきたい、決定していきたいというふうに考えておりますので、現時点ではそのような回答とさせていただきます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 最後に、一言申し上げます。

除染を請け負う業者の資質に関してです。本市

の安全のため除染という位置づけが明確。地元住民、企業団体の連携ができる。除染技術の地道な研究に取り組んでいる姿勢がある。そして、さらなる進歩が期待できる。適切な効果が上げられる。そんな業者であってほしいと思います。

また、市の放射能に関するアドバイザーに関しても一言、肩書や経歴にしがみついているのではなく、新たな局面に対応できる真の科学者である人、そして行政不信になっている市民の信頼を得られるような日ごろの活動がある人をアドバイザーに迎えなくては、放射能対策は進まないこと、そして、市民の協力が得られないことをお伝えいたしまして、私の一般質問をこれで終わりにいたします。

議長（君島一郎君） 以上で16番、早乙女順子君の市政一般質問は終了いたしました。

高久好一君

議長（君島一郎君） 次に10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。一般質問を始めていきたいと思います。

です。介護保険についてです。国による新たな基準の介護改定が4月から実施され、利用抑制を強める中、高齢者のニーズに寄り添う介護と市民の負担軽減に向けた市の考えを求めるものです。

市の現状と課題をどのようにとらえていますか。

です。国の介護改定に合わせ、生活援助時間が短縮された結果、時間延長や利用料アップのため、会話ができなくなった、おかずを減らしたなど悲鳴が上がっています。ニーズ調査と支援は十分行われていますか。

です。市の施設入居待機者が275人となり、

依然として深刻な状態にあります。解消に向けた施設整備計画や対応は十分とられていますか。

です。介護保険への一般会計からの繰り入れをふやし、国へは国庫負担の増額を要請し、市民には負担軽減を行うべきと思いますが、市の考えを求めるものです。

以上4点について市の考えを求めます。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 高久議員の質問に順次お答えいたします。

まず、介護保険についてのご質問であります。市の現状と課題、どうとらえているかですが、市の要支援、要介護認定者数から見ると、合併初年度である平成17年度は2,809人、その後年々増加して7年たった平成23年で3,679名、率にして30.9%、7年間で増加をしたこととなりますが、同時期での県の平均の増加率が23.1%であることからして、当市の増加率は県平均を7.9ポイント上回っている、こういう状況にあります。

市の課題としては、要支援、要介護認定者が急増していることによる介護給付費の増大であり、結果として介護保険料の上昇を招くことと考えております。抑制策としては、要介護状態となることを防止し、元気で生き生きとした生活の継続を支援するための介護予防事業に引き続き取り組み、また全国市長会等を通じて国庫負担割合を引き上げるよう続けて要望してまいります。

次に、介護報酬改定に合わせ、ニーズ調査と支援は十分行われているのかのご質問にもお答えいたします。

平成24年4月の介護報酬改定により、訪問介護の生活援助の時間区分が見直されました。本市においては、今回の介護報酬改定による利用者等の

ニーズ調査は行っておりませんが、時間短縮の問題はサービスの内容を再評価し、利用者個々の状況に応じて介護支援専門員とサービス提供責任者による適切な問題の分析及びケアマネジメントに基づき、利用者のニーズに合わせた必要な量のサービスを提供することで解決するものと考えております。

引き続き、那須塩原市ケアマネジャー連絡協議会を通し、介護サービス計画、ケアプランを作成する際には、従来にも増して利用者のニーズを的確に把握した計画となるよう、要請してまいります。

次に、施設の入所待機者の解消に向けた施設整備の計画や対応についてのご質問にお答えいたします。

市内の施設入所待機者についてですが、平成23年1月末では320人、平成24年4月末では275人、平成24年9月末では248人と減少する傾向に推移しているのが現況です。

第4期那須塩原市高齢者福祉計画での介護基盤整備により整備を行った施設が本年度開所したことにより、施設入所待機者は減少しております。現在も入所を順次受け付けている施設と、これから開所する施設がありますので、さらに施設入所待機者は減少していくものと考えております。

また、第5期の那須塩原市高齢者福祉計画においても、施設入所待機者の解消と必要なサービスを適切に利用できる施設整備を図るため、引き続き介護基盤の整備を計画しております。これらの整備事業により、介護サービスのニーズに対応できるものと考えております。

の介護保険への一般会計からの繰り入れをふやし、国へは国庫負担の増額を要請し、市民には負担軽減を行うべき、こういうご質問にもお答えいたします。

まず、介護保険の費用負担は、給付費総額の12.5%を市町村が一般会計から特別会計に繰り入れて行うこととなっております。介護保険料の減免に関しては、全額減免はしないこと、収入のみに着目した一律減免はしないこと、一般会計からの繰り入れによる減免は行わないことが国の示す3原則であります。

市の一般財源は市民のための貴重な財源であることから、介護給付費が増加しないよう介護予防対策や健康づくりなどに充てることが重要と考えております。

また、法定分以外の繰り入れは常態化する財政を圧迫し、他の施策にも影響を及ぼすと考えますので、国の考え方を遵守していきたいと思っております。

次に、国庫負担の増額要請についてですが、国の負担は介護費用総額の25%と介護保険法に定められております。ただし、25%の内訳として、各市町村間の財政の差を調整するため、5%の調整交付金が含まれておりますので、全国市長会等を通じ調整交付金を別枠にすることを今も要望しておりますが、今後も要望していきたいと思っております。

以上で第1回の答弁といたします。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 市長のほうから答弁がありました。

17年度から23年度までに870人、31%の増と急激に増加していて、県の増加率よりも7.9ポイント高いというふうなお話がありました。市の課題として、要支援、要介護認定者の急激な増加による介護保険料の上昇をどう抑えるかということが課題である。抑制策をちゃんと考えていますという答弁もありました。介護予防事業に引き続き取り組むという答弁がありました。そこで伺っていきます。

要支援、要介護者の急激な上昇があって、この抑制策として介護予防事業を展開する中心となるのは、包括支援センターだと思いますが、市内8カ所と聞いています。1つの自治体で8カ所、他の自治体よりも充実していると言われていますが、県平均の増加より7.9ポイント上回っているという中で、十分な配置ととらえているのか聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 地域包括支援センターの設置が十分かということでお尋ねをいただきました。

市内を10圏域に分けて推進をしようということをやっている中で、まだ10カ所全部に支援センターができていないわけではないということもございますので、これで完全というふうなことは考えてございません。そういう中で、引き続き設置に向けての努力はしていきたいというふうには思っておりますけれども、今現在も地域包括支援センターの求められている役割とありますが、要望と申しますか、求められている役割が仕事の量的にもふえてしまっておりますので、その辺も課題であるというふうには考えております。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 10カ所の設置に向けて努力しているというお話が出ました。今までも包括支援センター、することが大変多い、こういったことにあわせて地域のお年寄りの見守りというような仕事もあります。人数が決められていて、非常に仕事が膨大だ、私もそう感じています。ぜひ、こういった設置、早めていただいて、そしてさらなる人的な応援もできるような形で話を進めていただきたいと思います。

予防事業でも国庫負担の割合を上げる要望につ

いて、全国市長会を通じて引き続き要望するとあります。こうした団体と連携しながら、続けてほしいと思います。

に入っていきます。

介護改定に合わせての生活援助時間の問題です。答弁の中でケアマネージャー連絡協議会、介護サービス計画、ケアプランを作成する際には従前にも増して利用者のニーズを的確に反映した計画になるよう努力してまいり、こういう答弁がありました。サービスの再評価と利用者ニーズを的確に把握して対応するという答弁ですが、市や議会が要介護者や介護現場の声を聞いて介護計画をしっかりとつくっていかねばなりません。

しかし、今回のような時間短縮や利用料アップによる問題は簡単に解決できる問題ではないと考えられます。改定自体が国民からの要望ではなく、経団連が今後、高齢化によって社会保障負担がふえるのを抑えるという願望に、政府が公約を覆してこたえたものである、私はこういうふうに見ています。

介護に従事する人々も利用者も、介護保険を払っても利用料が高くて使えなくなるからやめるようにと、たび重なる要請をしたにもかかわらず、その声を無視して進められたのが今度の改定です。そして、現実に今、その改定によって生じた問題がこうした問題です。

そこで伺っていきます。改定の結果、那須塩原市の要支援者の利用状況がどう変化したのかつかんでいますか。つかんだ結果、ニーズの対応も既に行って対策をとっているものがあつたら聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 介護報酬の改定に伴って、いわゆる生活援助の時間帯が変更になっ

たということでございます。従来30分以上60分未満、それから60分以上というふうな区分だったものが、20分以上45分未満、45分以上、そういう区分に見直されたということでございます。それに伴う利用状況がどういうふうに変ったか、把握しているのかというお尋ねでございますけれども、利用状況については今手元ではちょっとわかりかねますので、もし把握しているとすれば、後でお答えを申し上げたいと思います。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 把握しているものがあつたらお伝えしたいということでした。

介護保険で訪問介護の生活援助、調理、掃除などです。基準時間が今、部長が言われたように4月から削減されたことにより、従来の90分程度の援助で受けていた高齢者のうち、60分から70分程度の区分に切り下げられた人が9割に上ることが10月の調査で明らかになりました。国が調査を要求され、厚労省が東京の大手事業所、利用者2,853人の4月時点の事例を示しました。

これまで生活援助は60分程度と90分程度の2区分でしたが、ところが4月から介護報酬の改定に合わせて20分から45分程度と60分から70分程度に短縮されました。厚労省は時間短縮について、国民の苦情、声がたくさん届いていると認め、45分の援助を2回使って90分にするなど、複数回の訪問により対応することも可能、介護改定に関するQ & A、こういうのもあるそうなんです、これを出してきました。

しかし、今回の調査では従来の90分程度の利用者が31%を占めていたのに対し、4月には45分の2回分の援助は3%しか提供されていないことが明らかになっています。従来の60分程度に区分されていたうちの20分から45分程度に減らされた人が18.5%もいました。45分の援助2回で90分利用



するには、2時間以上をあけて訪問しなければ利用することができません。そしてさらに、従来と比べて利用料が130%上がることとなります。今回の改定では、保険料は年金から天引きされているのに利用料がアップして使えない状態がふえています。

こうした状況の中で、国も時間の短縮や時間延長することなどによる利用料アップのために会話ができなくなった、おかずを減らしたなどの悲鳴が上がっていると批判され、厚労省として実態調査を行うべきとの追及を受け、前の大臣ですが、小宮山洋子厚労相は調べたいと答え、調査の必要性を認めています。

自公政権時代の経済財政諮問会議や骨太方針など、構造改革は日本の少ない社会保障をずたずたに壊してきました。壊された社会保障を修復すると約束した民主党政権は、公約を裏切り、3党合意の税と社会保障の一体改革によってさらに負担増と利用抑制を強めるものになっています。

に入ります。

施設の入所待機者の解消の問題です。市長のほうから答弁がありました。市の待機者が320人のとき、県全体では2,400人でした。県全体に占める市の待機者の割合は13.3%でした、このときは、県の人口に占める市の人口は5.85%であり、ほかの市や町より待機者が2倍程度多い比率となっています。それが先ほどの市長の答弁の7.9ポイントだと思いますが、施設整備がおくれているのではないかという判断から今回の質問をしたわけです。

栃木県民のアンケートの第1位の要望は高齢者福祉です。市長の市政運営方針にも福祉部門の最初に高齢者福祉が出てきます。市長の市政方針の中に、具体的な計画として塩原地区の元気アップデイサービスセンターの設置はあるものの、それ

以外はよくわかりません。

の答弁でも要支援、要介護者の増加が、県全体の増加より7.9%多い、そういう中でさらに伺っていきます。答弁の中の第5期の施設整備計画が出てきましたが、いつまでにどの程度の規模で進める整備計画なのか具体的に示していただきたいと思います。その整備でどのくらいの待機者が入所できるのかも見通しを示してほしいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 第5期の計画の中での施設整備といいますが、基盤整備についてのお尋ねをいただきました。

第5期的那須塩原市高齢者福祉計画の中に、サービス基盤の整備という計画がございます。これの中でまず介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームでございますけれども、これについては新設ということではございませんけれども、増床ということで10床増床というふうな計画でございます。

さらに、特定施設入居者生活介護施設ということで、一応いわゆるケアハウスでございますけれども、こちらにつきましては、いずれも期間は24年度から26年、3カ年計画でございますけれども、2カ所で170床という計画でございます。

それから、地域密着型サービスの関係でございますけれども、この中での施設整備につきましては、小規模多機能型居宅介護施設ということで、1事業所で25床という計画でございます。

それから、いわゆる認知症対応のグループホームでございますけれども、こちらについては2カ所で27床という計画でございます。

さらに、地域密着型の中の特定入居者生活介護施設、これについてはもう整備は計画はございま

せん。すみません。

いわゆる地域密着型の特別養護老人ホーム、小規模の老人ホーム、特養でございますけれども、これについても2カ所で58床という計画でございます。

これらを全部整備いたしますと、230床程度の増床ということで、先ほど市長から答弁申し上げました待機者数、9月末現在で248ということで、この計画を策定する際にも、待機者の実数というものを、お1人の方が複数のところに申し込みをされている方もいますので、実数を調べたところ約200名ということで、ただ3年間でやはり伸びがあるだろうということで230程度の計画としているところでございます。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 第5期の計画の中で、入所待機者248のうちの230はカバーできる、240の実数がほぼ200というようなことで、その間の入所希望者がふえるというも頭に入れながら230を計画しているというお話でございました。

一応、一安心ということになると思いますが、以前の320のときにも87人の受け入れが可能になるという計画のもとでやった結果が、実際にはもっと減る計画でしたけれども、結果的にはふえていたということがあると思います。これから我々団塊の世代が高齢者になるという状況もあります。国の方針は在宅でという計画です。しかし、在宅でやるには当然、限度があります。多くの方が保険料を払って、さらにそのほかに負担分もある、そうした中での負担ができなくて、結果として保険を払っていても利用できないという現状もあります。ぜひとも市民が安心して高齢期を迎えることができる。住みなれた場所で安心して暮らしていけるというのが那須塩原市の方針だと思います。しっかりとこのところフォローしていった

だきたいと思います。

に入っていきます。

介護保険料の負担軽減の話です。今、市長のほうから答弁がありました。国の示す3つの原則によって難しいんだ、できないんだという答弁がありました。市長の答弁は2001年5月28日の全国介護担当者会議で示されたもの、文書だと思われませんが、原文はこう書いてあります。

保険料全額免除は不適當、減免した額を一般会計から繰り入れるのは不適當、収入のみに着目した一律減免はしないとまでしか言われませんでした。続きがあります。収入のみに着目した一律減免と資産把握が行われないままの減免は不適當というのが記載されています。そういう中で減免はできないという答弁でございました。

そこで伺っていきます。この国の示す3原則と言われましたこの3原則、文書なんだと思いますが、法的拘束力はありますか。聞かせてください。議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 3原則につきまして、法的拘束というのがあるのかということでございますが、私ちょっと正確には承知してございません。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時会議を再開いたします。

休憩 午後 零時

再開 午後 1時00分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁の訂正

議長（君島一郎君） ここで総務部長より発言があります。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 先ほど早乙女議員のハロープラザの除染の費用の中で、私700万円ぐらいというふうな答弁を申し上げたかと思えますけれども、正確には882万円でございますので、ご訂正をお願いしたいと思います。大変失礼をいたしました。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 保険料減免の3原則について法的強制があるのかということでお尋ねをいただきました。

これにお答えする前に、先ほど保留させていただきました生活援助の時間区分の変更、見直しに伴って利用の状況が変化したかどうか調べているのかというふうなことでお尋ねいただきました。

これにつきましては、いわゆる訪問介護、生活援助と身体介護、その両方ということもありますが、利用されている方が24年の見込みで5,200人程度ということでございます。それと、先ほど言いましたように生活援助が中心の方と、それから身体介護が中心の方ということで、利用の形態もさまざまございまして、ちょっと調べるのは難しいということで、調査はしてございません。申しわけございません。

それと、先ほどの基盤整備の絡みでケアハウスの整備予定2カ所で170床と言ったんじゃないかというふうに言われたんですが、110床でござい

ます。110床を整備しますと170床になるということでございます。訂正をさせていただきます。

本題の法的強制の話ですけれども、一応、厚生労働省では技術的指針ということで示されているものでございます。再三、このような通知なり、それからいろいろな会議の中で技術的助言ということで3原則を守るようにということで、議員がおっしゃっていますように、幾つかの市町村で守っていない部分の市町村もあるということですが、この技術的助言を繰り返し厚生省のほうから要請をされているということで、だんだんその遵守する方向に市町村のほうでもなってきているというふうな情報をちょっといただいております。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 技術的指針、助言という言葉が出てきました。私のほうはこの問題は既に2005年9月、足立区の区議会で突破されて決着がついている、こういう認識であります。この文書は法的拘束力がない、この議会ではそういう答弁が引き出されています。一般会計からの繰り入れを行って、減免すべきとの幾つかの自治体での要求が出されています。ことし4月、生活困窮者に保険料の全額免除を既に実施している自治体もあります。市の一般財源は市民のための貴重な財源であることから、市民のために生きた使い方をしなければなりません。

2001年5月、全国介護担当者課長会議における減免に関する見解は、亡霊のように全国の自治体を縛っています。一般会計からの繰り入れによって生活困窮者への減免を支えることを求めてさらに努力したいと思っています。介護保険料の全額免除を達成した自治体の議員はこう語っています。議会と自治体、11月号、和歌山県かつらぎ町、東

芝弘明、こうした議員が実際にこういうことを行っています。市長の示された国の3原則はできない理由ではなくなりました。

那須塩原市の23年度の介護決算は1億129万円の黒字となり翌年度に繰り越すとするものです。きのう、那須塩原市市民でよかったと言えるような政治を進めたいと言った議員もいます。那須塩原市では、栃木県で初めて国民健康保険税の本格的な引き下げを行った実績もあります。よいことをすれば、足利や下野市がこれに続きました。よい仕事をすれば、他の自治体もこれに続きます。

そこで市長に伺います。介護保険料の免除を行った自治体では、この議会と同じように一問一答方式をとっており、担当課長との協議を超えて、新町長の議会での判断によるものが大きい、こうも報告しています。現在は、ことしから始まった制度ですから、免除者が3人だが、周知徹底が進んだ場合に、財源の確保が課題とも言われています。市長に市民に寄り添う判断を強く求めるものです。答弁を求めます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） ただいま減免に伴う一般会計からの繰り入れ、市長の決断でここで答弁せよと、こういう内容だったと思います。

この答弁に当たっては、私がここでそうしますと言うことはちょっと控えておきたいと思います。なぜなら、今日までやってきた内容、あるいはこの税の問題とはとても公平性が最大に求められるものでありまして、庁内挙げて慎重に検討させていただきたい、そういう答弁でご理解をいただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 市民の願いをしっかりとかなえるために努力する、これが私たち、市長や

私たち議会に課せられた仕事だと思います。ぜひ慎重な審査をしていただいて、市民に寄り添う施策をしっかりと進めていっていただきたいと思います。

以上で1番を終わります。

続いて2番に入ります。ワクチンの補助拡充についてです。

安心して子育て、教育ができるようワクチンの接種補助の拡充について市の考えを求めるものです。

です。ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がんなど、国が定期化すると見解を示したが、時期が確認されず不透明な状況にあります。特別交付金事業は24年度末までであり、市の考えを求めるものです。

です。ほとんどの子どもが5歳までにかかるロタウイルス胃腸炎の重症化を予防するワクチンの接種が始まり1年が経過しました。市に補助実施の考えを求めるものです。

以上、2点についての答弁を求めます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 2のワクチン補助の拡充についてお答えをいたします。

まず のワクチン接種事業についてですが、国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業により実施していますヒブ、それから小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防接種につきましては、国において定期接種化に向け厚生労働省厚生科学審議会の予防接種部会において検討が進められております。

本市においても定期接種化への要望を国・県へ行っておりまして平成20年度からの定期接種化に向け準備を進めているところでございます。

次に、 のロタウイルスワクチンの公費助成についてでございますが、ロタウイルスワクチン接

種については、任意の予防接種として実施されているものでございまして、助成につきましては、今後、国・県の動向により対応していきたいと考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 1番から再質問についてしていきます。

国・県への要望は行っているという答弁がありました。安心してのほうに移ります。

のほうはロタウイルスワクチンの公費助成、これはまだ余り聞いていません。しかし、国や県の動向によって対応していきたいという答弁がありました。ロタウイルスのウイルスは日本で認可されてまだ1年、しかしWHO、世界ではすべての国と地域で推奨、肺炎球菌ワクチンは小児用のみ推奨されています。つまり、世界ではもう既にみんなやっているよ、やっていないのは日本だけじゃないのという表現もあります。ワクチンで防げる病気はワクチンで防ぐ、これは世界の常識です。世界標準です。我が国は世界保健機構、WHOが無料で乳幼児に接種すべきと勧告しているワクチンが、今も定期接種となっておりません。そのためにワクチンを接種せず、結果としてV.P.Dに罹患し、命を落としたり、重い後遺症で今も苦しんでいる子どもがたくさんいます。諸外国では当たり前前に無料で接種できるワクチンが、いまだに日本では実施されていません。

そうした中、予防接種法が改正され、国会に提出される予定で作業が進められているという話が出ました。今回の見直しはワクチン後進国と言われる日本が20年のワクチンギャップですべての人に接種を推奨しているワクチンが、我が国では未採用の状態の解消を目的としています。国が世界保健機構、WHOの無料で乳幼児に接種すべきと

勧告しているワクチンが定期接種となるよう、国に積極的に要望を続けてほしいと思います。

おこなっている国のワクチン行政が定期化されるまで、市には地域の宝である子どもや高齢者への積極的なワクチンへの補助を求めて、この項は質問を終わります。

続いて3番に入っていきます。

ごみ処理基本計画（素案）についてです。市のごみ処理は21年度に有料化し、総排出量、1人1日当たりの排出量ともに達成し、新たな計画案を25年から9年間とし、市独自の目標を設定するともしています。

以下、市の考えを求めるものです。

です。現状と課題、市民の意見をどのようにとらえていますか。

です。ごみの4割を占める生ごみの回収方法と資源化を向上させる対策はありますか。

です。障害者や要介護世帯、高齢者などへの見守りを兼ねた戸別訪問、ふれあい回収というそうですが、回収を実施する考えはありますか。

です。総排出量、1人1日当たりの排出量ともに減量を達成した成果として、県で一番高いごみ袋の値下げを行う考えはありますか。

以上、4点について市の考えを求めるものです。議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） まず、の現状と課題、市民の意見をどのようにとらえているかについてお答えいたします。

まず、現状と課題について申し上げます。

平成21年度の1人1日当たりのごみ排出量は目標を達成したものの平成22年度以降は再び増加傾向にあります。循環型社会を形成していくにはさらなる減量が必要であると考えています。

市民の意見につきましては、市民アンケート調

査の結果、回答者のほとんどがごみに対して関心を示しており、分別がわかりにくいや、リサイクルを推進すべきだなどの意見がありました。

今回の計画の改定に当たっては、これらの意見を反映させながら作成しているところでございます。

次に、ごみの4割を占める生ごみの回収方法と資源化を向上させる対策はあるかについてお答えいたします。

生ごみについては、可燃ごみとして回収を行っております。資源化については、自宅で生ごみを堆肥化するための生ごみ処理機の購入費の補助を行っており、さらに利用者の拡大を図ってまいります。

次に、の障害者や要介護者世帯、高齢者などへ見守りを兼ねた戸別訪問、ふれあい回収を実施する考えはあるかにつきましては、12月5日、鈴木紀議員の一般質問に答弁したとおりでございます。

次に、県で一番高いごみ袋の値下げを行う考えはあるかについてお答えいたします。

ごみ袋代としてご負担いただいている金額につきましては、ごみ処理手数料であります。ごみ減量、資源化を進めるためや、ごみ処理経費に対する公平性を確保するものでございます。

平成22年度以降のごみ排出量が再び増加傾向にあることや、資源化率が目標に達していないことから、当面はごみ処理手数料の値下げを行う考えはございません。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁がありました。今の答弁の中から聞いていきます。

放射能の影響を受けている中でのごみの処理の計画です。放射能があっても、これはしっかりと

やっていかなければならない、放射能とは別にしっかりとやっていかなければならないと思います。

審議会の意見とパブリックコメントを行った、結果を反映させると言われましたが、審議会とパブリックコメントの方向性は一致しているのか、ずれはありませんか。審議会の構成と人数はどういうものですか。パブリックコメントの数と分析結果も聞かせてほしいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） 審議会の構成と方向性、それからパブリックコメントの意見の方向性ということでございます。

審議会のメンバー構成等について、ちょっと資料が手元、持ち合わせがないので、後ほどお知らせしたいと思います。

ちなみに、もう一つのほうのパブリックコメントのほうなんですが、1カ月にわたって募集をかけたわけですけれども、意見というものはございませんでした。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁を聞いたんですが、ちょっと私のほうもこれから先何を言っているのかということになってしまいました。審議会の構成と人数は恐らく10人前後なのかなと思っています。方向性、パブリックコメントを行ったという話はありませんが、私のほうも担当部署へ行きました。パブリックコメントはありませんでした。アクセスは恐らく2けた台で80か90あったというような話は聞いています。ただし、コメントはなかったというような話でした。それでわざわざこういう話をしました。

ただ、答弁の中に審議会と市民の意見を十分反映させるということなんですが、ちょっとこれで

は意見の反映をさせるにも、させようがない、どのように考えているのか聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） 今回の計画を策定するに当たって、昨年、23年9月に市民の皆さんの中から抽出ですけれども、2,000人ほど無差別抽出した中でアンケートというものを実施させていただきました。そのうちの有効回収数が808、40.4%ということで、この種のアンケートの中では回収率が高いほうになっているという結果をいただいております。

その中で、特にごみの問題についていろいろな項目でお尋ねをしたわけですけれども、特にごみの分別とリサイクル、そのようなことに非常に高い関心を示していらっしゃる。ということは、要するに市のほうで再三、市民の皆さんにお願いしている資源化のための分別収集ということに対して、市民の皆さんも非常に高い関心を持って答えてくださっているというふうに感じております。

したがって、資源化についてできる限り資源化率を上げていこうというような内容に計画の中に反映させていただいている。さらには、やはりごみを少しでも減らしていかなければいけないだろうというようなことで、実際、国とか県なんかと比べても、那須塩原市の1人当たりのごみの排出量というのは余り多いほうではないわけなんですけれども、最初の計画の目標というのは達成しているわけなんです、なおさらに削減できるんじゃないかということで、審議会の中でもさらに高い目標を持って取り組もうというような意向を尊重して、その辺の次の削減目標を設定させていただいたというような内容もあります。

もう一つとしては、家庭系ごみについては直近の傾向ではやや横ばい、もしくは減り傾向になっ

ているということで、家庭生活の中においては市民の皆さんの中に非常にごみの削減、資源化という考えが浸透し、さらに実践にも移っているのかなというふうには思うんですが、一方、事業系のごみがなおふえ続けているという状況もありますので、今後においては事業系のごみを削減というものについても重点的に取り組みましょうというような内容も盛り込ませていただいております。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁をもらいました。

ごみ減量は市民との合意が何より大切です。しっかりと市民の声を反映させてほしいと思います。

今、話の中で昨年アンケートの話が出てきました。リサイクルについて高い関心を示しているというところ、これは非常にこれからのごみ減量計画のよりどころにできるものだと思います。

入ったの答弁も少し入っていましたので、のほうに入っていきたいと思います。

今の答弁の中でも家庭系のごみは減る傾向にある、事業系のごみがふえているんだというお話でございました。その減っている家庭系のごみとあわせて、生ごみの問題です。ごみの中の4割がこの生ごみと言われてます。ごみ処理は生ごみの資源化の鍵とも言われています。しっかりと水を切り、堆肥にできるものは堆肥に、ごみ処理機の購入費用に補助を出していると言われました。最初の答弁に市のごみ袋の現状に資源化が達成されていないとの話もありました。国はごみの減量について分別による資源化がごみ減量の最大の要因としている中で、きのうの答弁の中でも燃えるごみの中にも再生できる紙がある、こう指摘もありました。

そこで、さらに伺っていきます。市の現状を知らせ、ごみの減量のための資源化の説明会を開き、

やるべきところからできることはすべてやってみせて、市民にはできる範囲まで協力を求めるべきだと思います。市の考えと今まで具体的にやってきたことについて聞かせてほしいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） ごみ減量、それから資源化について、市としてのこれまでの取り組みということでございます。

1つには先ほどありました生ごみ処理機に対する補助制度というものの実施というものがありません。

それと、あとは広報、啓発というような内容が多く取り組ませていただいた内容になります。特に、市の広報につきまして、特集的な記事ということでは、この23年度、24年度、今までですと年度に約2回ぐらいのペースで実態、それから分別の方法等お知らせしております。

それから、ごみ出しカレンダーの中にもそのような内容、分別の方法等、それから分別事典なども配布して、正しく分別できるような情報をお伝えしているところです。

それから、各地域にごみ減量推進員さんというのをそれぞれご活躍願っているわけですが、先日の答弁の中にもありましたけれども、こういったいろいろな皆さんによる地域での活動というのをこれからさらに推進していけるように、研修会等を実施してやっているということです。

それから、那須地域での取り組みになりますけれども、マイバックの推奨、要するにレジ袋の削減ということで、マイバックのコンクール、それから小中学生を対象にポスターであるとか、ごみの標語の募集などをやって、先日その表彰式というのがあったわけですが、特にお子さんたちに出していただいたポスターであるとか、標語である

とか、これらを今後活用して、さらに市民の皆さんへの広報啓発のほうに努めてまいりたいというふうに思っております。

それとあと、直接、地域に出向いて勉強会というか、そういったようなことというご指摘もありました。さきに出前講座ということもありまして、出前講座というのは、出前ということなので注文があつて行くもんなんです。ですから、ここからさらに一歩進んで、出前がなくても、こちらから出向いていく、何というんでしょうね、そういったような方法も今後は検討していかなければいけないかなというふうに思っています。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 今、対策を聞かせていただきました。

こうした場で頼りになるのが市民の力だと思います。市民との協働を実践するための努力を惜しみなく発揮していただきたいと思っております。

今、いろいろな対応をお話ししていただきました。地域に押しかける講座、押しかけ講座かなと私、そういうメモをとったんですが、ぜひそういうのも含めてやっていただきたいと思っております。

市民との協働を実践する最高の舞台なんだと私は思っています。それがこのごみ行政でできるんじゃないかと思っています。ごみの有料化のときにも、こうしたお話を私はした覚えがあります。

ごみ減量のための、資源化のための施策、ぜひしっかりと市民と力を合わせてやっていただきたいと思っております。

に入ります。

はふれあい回収です。これはきのう、私の隣の鈴木紀議員に答えたとおりですという答弁がありました。地域で暮らす高齢者、障害者が自力でごみを出すことが困難な場合、自治体の職員が戸



別に訪問して収集する事業が広まりつつあります。収集の際には安否確認を行うなど、きめ細やかな生活支援ともなっています。

戸別訪問収集は全国の市と中核市だけでも20近い自治体に広がっています。定期的な安否確認が孤立死防止にもつながることを期待したいと、より多くの自治体が積極的に取り組んでもらいたい、これは地元紙の5月24日の記事です。

この答弁では既に市長から期待していただいていたという答弁が出ていますので、期待して先に進みたいと思います。

に入ります。

ごみ袋の値下げの質問です。先ほど答弁がありましたが、当面は値下げを行う考えはございませんというお話でございました。その理由は、ごみ減量が達成されたものの、21年度以降のごみの排出量が再び増加傾向にあること、また資源化が目標に達していないというような趣旨だったと思います。

そこで、さらに伺っていききたいと思います。有料化の後のごみに関する説明会などは、私余り聞いていません。先ほど広報やホームページの話は聞きました。ぜひ市民の力をしっかりとかりたいと、こうした質問をつくってきたんですが、今、押しかけの講座、こちらから出前の要請がなくても、こちらから行く講座という話が具体的に出ましたので、これはそれでしっかり受けとめたいと思います。

有料化のごみ袋の代金の半分の問題です。今、何に使われているのでしょうか。改めて確認を求めます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） ごみ処理手数料として集めたお金の使い道ということでお尋ねいた

だきましたのでお答えしたいと思います、その前に、先ほど計画策定の審議会のメンバーということでお尋ねして、保留にさせていただいた件をお答えさせていただきたいと思います。

那須塩原市廃棄物減量等審議会という組織でもって検討を重ねたわけですが、委員数は全部で20名になります。学識経験者の方、それから事業系廃棄物を排出している事業所、それから消費生活を推進している団体、地域活動を推進している団体、それから廃棄物を収集している事業者、それから資源物を回収している事業所、それからごみ減量推進員さんでつくっている団体、それから関係機関として農協等ですけれども、そういったような関係機関、それぞれの代表者の方20名で構成して、出すほう、それから運ぶほう、おさめるほう、あらゆる方面から検討を加えたということでございます。

それでは、本題であります手数料のほうの使用料なんですが、条例のほうでごみ処理手数料というものは、ごみの収集、運搬、処理の手数料ということで徴収するという決めがございます。したがって、歳出のほうの費目でいいますと、ごみ処理費用の区分であります。そちらのほうの一部として充当させていただいているということです。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 余り定かでない私の記憶です。ごみ処理費を当然、これはごみ袋の費用を充当する、これは当たり前のことです。ただ、45・50円の袋、この袋の中身なんですが、実際にごみ処理に使われているのは半分程度、あとは河川環境の整備とか、林業関係の整備とかというような話を条例化して、そういうふうに使えるようにしたという話を私記憶していますが、これは私の

受けとめ方の間違いでしょうか。答弁をしてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） 先ほどは大変簡単な答弁で申しわけございませんでした。

できるだけ具体的にお話ししたいと思いますが、平成23年度の例で申し上げますと、決算等で当然ご承知かとは思いますが、ごみ処理手数料として収納した金額が1億8,108万3,600円、これの歳出のほうの充当先といたしましては、指定ごみ袋管理料、要するにこの手数料をいただくための方法としての袋をつくったり、配送したりする金額として5,046万8,883円、それからごみ減量化対策事業ということで、先ほど申し上げましたごみ減量のためのさまざまな施策に1,896万6,448円、それから本題であります廃棄物ということで、廃棄物処理の関係でクリーンセンターの管理運営事業のほうに1億1,064万674円、それと不法投棄防止のための事業に107万595円ということで、合わせて1億8,108万3,600円を充当したということになってございます。

先ほどのほかのことに使えるのではないかというようなお話なんです、これにつきましては、このごみ処理手数料を導入する際に、それで今までは全部一般財源でやっていたごみの収集、運搬、処理について、手数料という形で財源が入ってきて、浮いた分の一般財源を何か市民の皆さんに還元できないか、もしくはごみ減量推進のためにさらなる事業をできないかというようなことで、基金を設けてやりましょうというようなことで事業を進めてきたという、その内容のことかと思えます。

それにつきましては、今年度については廃植物油、天ぷら油の捨てるもの、その収集でありま

すとか、あと今現在ちょっと放射能の関係でストップしているんですけども、剪定枝等をチップ化して、またクリーンセンターのほうに堆肥の材料の一部をして使っていただくというような事業で今まで進めてきたということがあります。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） わかりました。ちょっと最初のごみ有料化の途中でわかってきたことの中で、ちょっとこれは違うのではないかという部分がありましたので、今、確認したところです。廃油のバイオディーゼル化とか、剪定枝のチップ化の事業として使ったものがあるという、そういう答弁がありました。内容はこれで納得しました。

ごみ処理の範囲内で全額使用しているという認識でよろしいんだと思うんですが、内容はこれで了解しました。

那須塩原市のごみの有料化で減ったものの、ふえつつあるリバウンドという分析も、きのう市長のほうから伺いました。最近、ごみ有料化の話はなかったのですが、那須町が有料化を行いました。ごみ袋は那須塩原市、矢板市と同じ45・50円です。大田原市は以前のまま半額以下です。足利市は公約の無料化は達成されていませんが、無料袋は時々配られている。栃木市と同じ1けた台の値段です。多くの学識者がごみがふえると指摘をしましたが、そうした現象は全く起きていません。中小の市や町が有料化しましたが、依然として東京都23区や大きな都市は無料のままです。しゃにむに有料化を推し進めるごみ行政の時代は終わりました。市民の声をしっかりごみ行政に反映することが求められています。

那須塩原市のごみ行政はこれでという方向性をしっかりと出さなければならないのが、今度のごみ処理計画です。最小の予算で最大の効果を求め

ていかなければなりません。余計な税金は集めない。ごみ袋の引き下げを強く求めるものです。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（君島一郎君） 以上で10番、高久好一君の市政一般質問は終了いたしました。

平 山 啓 子 君

議長（君島一郎君） 次に、20番、平山啓子君。  
20番（平山啓子君） 議席20番、公明クラブ、平山啓子でございます。

4項目質問させていただきます。

まず初めに1項目、がん対策についてお伺いいたします。

11月11日、黒磯文化会館において、「胃がんにならないために」と題して、那須郡市医師会主催の市民講座が開催されました。ご出席された方も多いかと思えます。そこで以下のことについてお伺いいたします。

6月定例会で胃がん対策としてピロリ菌の発見、除菌等について質問させていただきましたが、ABC検診の導入について再度お伺いいたします。

20歳から30歳代の若い女性にふえている子宮頸がんの検診について、厚生労働省が従来の細胞診に加えて、ヒトパピローマウイルス、HPV検査を来年度から導入する方針を固めました。導入に向けて本市の取り組みをお伺いいたします。

政府が6月に新たに策定したがん対策推進基本計画にがん教育の推進が盛り込まれたこともあり、その予防、治療の正しい知識を子どもたちに教える取り組みが広がりつつあります。本市におきましても、子どもたちへのがん教育の授業導入に取り組んではどうかお伺いいたします。

1項目の質問です。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 平山啓子議員の質問にお答えいたします。

1のがん対策についてお答えします。

のABC検診の導入についてですが、ABC検診は血液、ペプシノゲンとヘリコバクターピロリの抗体を測定し、陽性の場合には胃の内視鏡検査を受けることとなります。ABC検診は陽性となる場合が約半数近くになることから、内視鏡検査の受け入れ医療機関が検討の中で課題となっておりました。現在、導入に向けて地区医師会とも協議を進めているところでございます。

次に、のHPV検診の導入についてですが、国では平成25年度に子宮頸がん検診の従来の細胞診に加え、海外で一定程度有効性が認められているHPV検査を30から39歳に導入するとしております。本市においても、国に倣って平成25年度は30から39歳を対象に、HPV検査の導入に向けて現在準備を進めているところでございます。

議長（君島一郎君） 教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、がん対策につきましても、につきましては、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

基本計画に示されておりますががんについての正しい知識とがん患者に対する正しい認識を子どもたちから身につけるといいうがん教育そのものにつきましても、本市におきましてもは実施しておりません。

ただ、現在、学校におきましてもは、健康保持増進と疾病の予防といった観点から、がんの予防も含め健康教育に取り組んでおります。

具体的には小5におきましてもは体育や学級活動の中で、中学校におきましてもは保健体育や学級活

動の中で生活習慣病の予防、喫煙防止、薬物、放射線の影響等を学習する機会にがん予防に関する内容を示し、正しい知識の習得に取り組んでいるという現状でございます。

がん教育につきましては、今後、文部科学省、県教育委員会等の動向を注視しながら、学校におきまして健康教育全体の中でどのように扱っていくかにつきまして研究をしてみたい、このように考えてございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） ただいま市長から心温まる答弁がありました。今までに何回もこのがん対策については質問させていただきました。余りにもやはり私たちの生活にかかわってくる身近な問題として、何回か取り上げてまいりました。

今回、胃がんの検診なんですけれども、やはりどうしてもバリウムの今まで通常のレントゲン検診は、やはり受診率も低く、その理由としてどうしても苦手だという方もいると思うんですね。やはり年配の方になりますと、バリウム自体飲むのもきついですし、あのレントゲン台に乗って、はい右、はい左、ぐるぐる回ると何か、私なんか気持ち悪くなってしまったり、我慢してつかまっているんですけれども、あれが嫌だといって、やっぱり受けない方もいらっしゃると思うんです。それが1つには受診率の向上にはやはりつながらなかったんじゃないかなというふうに思っております。

今回、先ほども申しましたけれども、胃がんにならないためにということで、医師会のほうから心温まる講座があったんですけれども、その中でやはりがんを撲滅するというか、特に胃がんは前回も申しましたけれども、ピロリ菌が深くかかわってくるということで、ピロリ菌感染のない人が

ら胃がん発症はごくまれであるということですね。

私も以前、ちょっとピロリ菌に侵されたことがあるんですけども、やはり薬でそれは治りましたけれども、このABC検診といのは、本当はがんを治すというんじゃなくて、がんになりやすい体質かどうかを血液検査でできる。また、これもふだんの集団検診、またメタボ健診なんかとあわせて、血液検査でできるということは、すごく私にとってもうれしいことで、これがかなり市のほうで導入されれば、やはり受診率のアップにもつながるし、やはり皆さんも喜んで足が向くのではないかなということで、これも何回か質問させていただきました。

やはり、今後のがん対策の課題といたしまして、ご答弁の中にも、前回ありましたけれども、新規の受診者の掘り起こし、また継続受診の普及啓発ということがご答弁にありましたように、やはりこれも確かにがん検診というのは、有効性の証明には本当に大規模な調査と長い時間を要するものだと思います。死亡率減少効果を証明することは大切でありますけれども、それを待っている人は現在生きている人たちが成果を届けることはできないと思うんですね。やはり少しでもいいという検査がありますし、手軽にできて、また受診率もアップでしたらば、やはり郡医師会からのご要望もありますし、お勧めもありますし、市としてもぜひ導入に向けてちょっと、ではやろうかと一言出ないものでしょうか。よろしく願います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 先ほど市長から答弁を申し上げました中に、現在、導入に向けて地区の医師会と協議をしているところですよということで答弁を差し上げました。

その協議を進めている中で、前回も課題という

ことで、先ほどの市長のほうにも入っていましたけれども、大田原市で実施した結果、陽性の判定を受ける方が約半分近くになる。その陽性になった方についての2次検診といいますか、精密検査につきましては、医療機関での内視鏡の検査になるということになってございまして、その内視鏡検査がそれだけ受診者がふえますと、当然、要精検者もふえるという形になりますので、受け入れ可能かどうかということが今まで課題ということで、その辺の市内の全医療機関にアンケート調査等も実施をしてございまして、一応の受け入れについては可能かなというふうな方向性は出てございます。

それと、その協議を進めております中で、4段階で判定をするということで、その要精検にする、陰性の判定、B、C、Dということで3段階あるわけですけれども、これらについても医療機関といたしますか、見るドクターによって、大田原市の場合、必ずしも統一されていないんじゃないかというふうな課題もあるそうです。これらにつきましても、医師会の中でしっかり勉強会なり、統一した見立てをして、統一した対応を図るべきじゃないかというふうな先生方の意見等もございまして、今のところはそういうことで25年度はしっかり医師会のほうも、私どものほうも準備をしっかり、勉強も兼ねてしっかりした体制を整えて、26年度から実施ということではどうかというふうな流れで現在のところは協議は進めてございます。

それと、周知の方法ですとか、放射能の健康調査ではないですけれども、ピロリ菌の除菌というふうになりますと、時間がかかる。それから、間違いなく除菌がされているのかどうかとか、あと要精検になった方の胃の粘膜の委縮の状況がどうというふうな経過になっているかということで、継続して管理ができるように、個人個人に手帳等を

発行すべきだろうとか、いろいろな先生方の意見をちょうだいしておりまして、そういう方向性が見えてきたかなということでございます。

これにつきましては、まだ実は市長にもちょっと報告していなかった内容も入っていますので、ちょっとあれなんですけど、今の状況は医師会との協議の状況はそのようなことでございます。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） ありがとうございます。明るい日差しが見えてきました。ありがとうございます。

では、次の子宮頸がんのHPVの検査なんですけれども、今、25年度から30歳から39歳を対象に導入されるということをお聞きいたしました。そこで、これらの公費負担のほう、経費のほうはどういうふうな取り扱いなんでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 先ほどこちらも市長から答弁申し上げました。国のほうで30から39歳というのが一番、子宮頸がんの発症のリスクが高い年代ということで、とりあえずこの年代に導入をというふうな国のほうの考えだそうございまして、本市においてもその流れを受けまして、国のほうで2分の1の補助という形になるそうでございますので、その方向で進めていきたいということでございます。

受診される方の費用につきましては、これから近隣の状況等も見ながら、決めていく形にはなるわけでございますが、細胞診に加えまして、このHPV検査をいたしますと、費用のほうも集団検診、個別検診とも倍ぐらいかかってしまうということで、その辺については今後、国のほうの助成の内容とかも見ながら決定をしていきたいかなというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） ありがとうございます。

この子宮頸がんは本当に、この前もニュースで中畑選手の奥さまですが、ご不幸になられて、何か原因が子宮頸がんということをちょっと聞いたんですけれども、やはり20代、30代の若い女性が、本当に年間1万5,000人も罹患して、3,500人も亡くなるということで、とにかく働き盛りの若い年代の方は、やはり家庭を築いて、子どもを産み育てて、本当の社会の中核を担う重要な年代なんです。この年代の女性がこういうがん罹患すると、やはりいろいろ問題で社会に深刻な問題を起こし、出生率の減少や、労働力の損失と、本当にはかり知れないものです。

このDNA検査は細胞診では本当に見逃しもある細胞ががん化する前の前がん病変の発見に有効で、検出精度がもう100%近く、早期発見、予防にも本当はかなり有効であるということが出ておりました。この検診で、さらに陰性の場合、次回検診は3年後でいいというんですね。受診者の経済的、時間的、そして精神的な負担が軽減され、受診率の向上にも本当に期待され、また先行地域のモデル事業におきましても、検診費用が30%も削減、自治体の費用軽減も期待されるということなんですね。本当に来年度からの実施ということでありたいと思っております。

では、次の子どもに対してのがん教育について、先ほどご答弁をいただきました。やはり、がん教育は先進事例の取り組みをちょっとご紹介させていただきましますと、例えば、東京、豊島区の例なんですけれども、がんに対する教育をすべての学校で、すべての生徒が受けられるようにということで、公立の豊島区の小中学校、対象としては小学6年生、中学3年生が保健の授業で年に1こま以上実施されるということで、始まったそう

です。がんに関する教育が独自のがん教育のプログラムを区で開発したんですね。独自に開発した教材、CDは国立がんセンター研究所の方の監修を得て作成されたと聞いております。小学生、中学生でも理解しやすいように、それは作成されていて、がんを克服した豊島区の区民の体験談も動画で収録されているそうです。

その内容はがんとはどんな病気なの、予防するにはなどと基礎知識や予防法、検診の大切さが学べるように構成されているそうです。また、教員用の指導の手引、冊子もセットで開発されているそうです。

がん教育はかけ声だけでは進まない、どこの学校でもこの教材と手引を使えば、一定レベルの授業ができるようにしてある。教育でがん検診の重要性を教え、5年から10年後に確実に成果としてあらわれると期待していると、その区の教育委員会のほうではこういうふうに述べておりました。

また、もう一つ、ちょっと長くなってしまいましたが、がん教育について、本当に先進的に取り組んでいる東京大学医学部附属病院の中川恵一准教授が、全国の中学校を訪問しながら、病気の予防、治療に関する学習を通じて、命の大切さを教え、生きる力を学んでもらおうという中川氏の教育プログラム「生きるの教室」というのがあるそうです。それが現在好評で、全国的に普及していると言っております。

その授業の内容は、オリジナルアニメを上映しながら、命の大切さ、がんについての理解を説いているそうです。がんができる原因や仕組み、がん大国日本の実態、定期健診、予防接種、放射線治療や緩和ケアなどの基礎知識を習得できる内容となっており、授業の折々にご両親に検診を受けているかと聞いてみようかと促している。

また、もう一つの特徴は、大切な人をがんで亡

くさないためにということテーマに、考える時間を子どもたちに設けて、両親や祖父母など、大切な人の命を真正面から向き合い、自分に何ができるかを考えさせて、発表させているそうです。子どもたちはたばこを買った分、お父さんのお小遣いを減らすよ、生活習慣病を改善させる、大切な人の部屋に禁煙ポスターを張ろう、きょう習ったことを大切な人に伝えるなど、さまざまな提案がそこで発表されるそうです。

この生きるの教室を受講された子どもたちは、終了後、最初はがんは怖い病気、治らない病気と思っていたが、早期発見で治せると知り安心した。家に帰ったら親に検診を勧めたいと口々に答えているそうです。子どもたちはきちんと理解し、親に逆教育をしてくれるほどだ。子どもたちの親の世代が、ちょうどがんを発症しやすい年齢層にある。その世代の検診率アップになる波及効果に期待させるということで、ちょっと長くなりましたけれども、でもがん教育について取り組んでいる先進自治体の取り組みをご紹介いたしました。

本市におきましても、ぜひとも今すぐ取り組むといってもなかなか無理でしょうけれども、ぜひこのような方向でやっていただけたらなと思います。

あともう一つ、がん対策について大阪のほうの例なんですけれども、なかなかがんの受診が、胃がん、肺がん、子宮頸がん、乳がんとちょっとばらばらで受診があって、何で1回にできないのという声も聞かれるんですね。そういうところで、ここのがん対策の安心して暮らせる地域社会の実現へ向けてということで、この大阪のほうではがんの早期発見、治療、予防、受診率の向上、検診体制の充実など、複数のがんの検診をまとめて受診できる総合がん検診がことしから始まったと聞いております。

那須塩原市におきましても、なかなか仕事で指定されている受診日に行けなくて、ことしは受けそびれてしまったというような方も聞いております。近い将来に、こういった本当に1日にして全部のがんが検査できるような体制がとればいいのかなどと思ひまして、ご紹介をさせていただきました。

次の2項目に移ります。

2項目め、通学路の安全確保についてお伺いいたします。登下校中の子どもたちを襲う痛ましい事故が相次いでおり、安全が確保されているとは言いがたい通学路が少なくない中、子どもたちを守るためには危険箇所の総点検を初め、ドライバーの安全意識の向上、啓発、地域社会の協力などが不可欠であります。政府は、全国の公立小学校を中心とする通学路の総点検を指示し、8月にはほぼ実施されたと聞いております。

本市での総点検の内容、例えば実施されたメンバー等についてお伺いいたします。

総点検の結果と改善された箇所はあるのかお伺いいたします。

歩行者優先、人間優先の交通体系の実現に向けて、市の取り組み、また対策等の予算についてお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時17分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁の訂正

議長（君島一郎君） ここで生活環境部長より発言があります。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） 先ほど、枝等をチップ化してクリーンセンターの堆肥化にというふうに申し上げたということで、市の堆肥センターのほうでということでございますので、訂正させていただきます。失礼いたしました。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 通学路の安全確保について、 、 、 2点につきまして、私のほうからご答弁させていただきます。

まず 総点検の内容についてお答えをいたします。

総点検は市教育委員会、小学校、那須塩原警察署、市道路課、県大田原土木事務所の職員のほか、保護者や自治会の代表者の方々も含めて実施をし、夏休み明けの8月28、29日に行いました。

通学路として使用する道路のうち、比較的交通量が多い危険箇所として小学校から提出のあった75カ所、すべてについて信号や横断歩道の設置状況、時間帯通行規制などの交通規制の状況、カーブ対策、路肩への着色やポストコーンの設置など道路環境に関することについて現地で確認を行いました。

番でございますが、これらの総点検の結果、75カ所すべてについて危険箇所であることを参加者全員が確認したところであります。11月末現在で、通学路の変更や交通安全指導、立哨指導等も

含む指導などによる対策済みの箇所は65カ所、対策予定箇所、これはにわかに白線、ラインを引くとか、歩道の改修とか、そういった対応が今後予定されるということで10カ所という状況でございます。

私のほうからは以上です。

議長（君島一郎君） 建設部長。

建設部長（薄井正行君） 私からは3の歩行者優先、人間優先の交通体系の実現に向けて、市の取り組み、また対策等の予算についてお答えをします。

市街地における歩道の設置につきましては、家屋の移転や用地の確保など、大変難しいものがございます。

また、多額の事業費を要することから、多くの路線を一度に整備するということは非常に困難な状況でもございます。

このようなことから、平成22年度から市独自の通学路整備事業を実施しておりまして、昨年度までに3路線、延べ976mを整備し、要した事業費につきましては1,530万円でございます。

また、歩道を備えた道路改良事業であるとか、あるいは歩道設置事業、これらにつきましては平成23年度は洞島青木線ほか7路線について、移転補償、用地買収、工事等を行っておりまして、総事業費で3億5,800万円を要しております。

歩道整備以外の歩行者優先の取り組みにつきましては、危険箇所点検に基づき、路面の整備、あるいは警戒標識、ガードレール、区画線の設置などを行っておりまして、随時、道路維持管理事業費の中で対応をしております。

また、交通規制に関するものにつきましては、那須塩原警察署と協議をしまして、適宜改善の要望をしているところでございます。

以上です。



議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） ありがとうございます。

この通学路の安全確保については、6月の定例会で公明クラブの鈴木議員のほうからも危険箇所はどうかとか、そのようなご質問があって、るるご答弁をいただいたところでございます。その中で、私はどうしても総点検を今までにも、たしかこれまでに1999年ですか。全国でやはり行われて、99%の小学校の通学路総点検があったそうです。そのときには9万カ所という膨大な箇所が改善され、歩道の設置とか、側溝のふたかけ、ガードレールの設置など、対策をやったそうですけれども、対策はこれでよしということはずまいと思っんですね。そういう中でも悲しい事故は後を絶たないわけです。

警察庁の昨年度の調べですと、通学路の横断歩道で事故に遭った小学生のうち、8割は交通ルールを守っていたというんですね。そこでルールを守っている歩行者が守られるということで、歩行者優先、人間優先の交通体系の実現ということで質問させていただいたんですけれども、前回の鈴木議員のご答弁の中で、今後、歩行者空間の確保を図る通学路整備事業により、安全な通学路の整備に努めるというご答弁をいただきました。9月補正でちょうど500万が整備事業として載っているんですけれども、この500万の内訳をちょっと教えていただけますでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（薄井正行君） 現在予定しております通学路整備につきましては、石丸鍋掛線の工事費に300万円、それから太夫塚224号線につきましては200万円、太夫塚224号線につきましては調査費100万の工事費100万を見込んでおります。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） わかりました。ありがとうございます。

今後、やはりこの危険箇所はほとんど歩道の整備とか信号機が圧倒的に多いと思いますけれども、やはりお金のかかることですし、また時間もかかりますけれども、本当に危険性のあるところ、優先順位もあるでしょうけれども、本当に子どもたちの安全のために、一日でも早く設置を望むものであります。

そこで、これはやはり先進地の自治体の事例なんですけれども、やはりPDCAというサイクルがあるそうです。これは業務遂行を効率的、合理的に進めるための一つの経営管理で、これの通学路版というのがどこかの自治体でつくったそうです。

これはPは計画、プラン、Dが実行、それからCが計画でチェック、Aが改善という、この一つのサイクルで今まで本当に要望を出しても工事まで本当に相当の時間がかかったけれども、担当課が複数に分散していたそうです。それで、現場の声がスムーズに届かなかったということで、このシステムをひとつ利用いたしまして、行政の窓口が一本化になり、対応がスピードアップされて、縦割り行政の仕切りを外した、そういうヒアリングの開催によって複数の担当課が同じテーブルで問題解決に取り組む体制が整って、今までの要望の半分が安全対策が講じられたという、これは他市の事例なんですけれども、これも本当にすばらしいことだと思っております。

これは1つには先ほども総点検の内容で、本市におきましても教育委員会、警察、行政、保護者が夏休みに取り組んだということなんですけれども、このときに例えば同じ通学路を点検するとき、そこを通るお子さんも一緒に点検に加わった

のかどうかお願いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 児童生徒たちが直接かかわったか、こういった問題ですが、先ほど申し上げました8月28、29日は夏休み明けということで、より通学の現状に近いという日にちの設定だったと思います。ただし、いかんせん75カ所を回るということで、2日間の中でやっておりますので、ちょうど登下校時に合うような箇所もあったかもしれませんが、すべてこれらを満たして総点検ができたというふうには認識しておりません。御理解いただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） ありがとうございます。

やはり、子どもの目線というのは非常に大事だと思うので、これから各区ごとにそのような点検もあるかと思うので、子どもさんも一緒に取り込んでの点検なんかも重要じゃないかなと思います。

また、さらに1つ要望なんですけれども、面的な安全対策のためにゾーン30というのがあるそうです。これは生活道路の集積地区を1つのゾーンとした域内道路の最高速度、車の速度ですね。30Km以内に規制するというので、これが各自治体で取り組んでいるということなんですけれども、このゾーン30についてお伺いしますけれども、よろしいでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 大変、不勉強で申しわけございませんが、このゾーンにかかわる30Km規制という詳細については承知をしておりません。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） わかりました。

これは例えば私の区域ですと、大山小学校があ

るんですね。その大山小学校の周りを1つのゾーンとして、その周辺のやはり学校の通学路は30Km以上は出してはいけませんというゾーン、路側帯みたいに塗る、グリーンのなんかありますでしょう。あれと同じような感じでゾーン30という文字を道路に入れて、要するにこれは運転手のスピード抑制のためにもつくることなんですけれども、そのようなことを、そんなお金もかかることではないと思うので、各学校ごとにそのような取り組みができたらなと思って提案させていただきました。

やはり、あとは歩行者優先、人間優先の交通体系の実現というんですけれども、具体的にはどのような取り組みなんかをお考えでしょうか。

例えば、車道を狭めて歩道を拡幅するとか、これも地権者がいることなんですけれども、そのような具体的に、またドライバーに注意を促すためにこのような市ではこれから取り組むというようなあれがありましたらお願いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（薄井正行君） 6月にも通学路のご質問をいただいたときにもお話ししたかと思うんですけれども、今、議員さんのお話があったように、ラインを引いて車道部分を狭めて、歩行者の空間をあけるといふか、路側帯を広目にとって歩行者の安全を図るとか、あるいはラインを引いたところにペイントで色をつけて、歩行者が優先的に歩くスペースですよというのがわかるような、認識できるような方法をとっております。

実際に昨年度そういったやったところについては、昨年度は太夫塚220号線で延長341m、幅は1.2mで実施をしております。

以上です。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） ありがとうございます。

やはり、先立つ経費がかかるものですから、箇所も何百カ所もあると思うので、随時予算を立てながら、子どもたちの注意、歩行者の安全のために、ぜひとも取り組んでいていただきたいと思えます。

次に移ります。

3、放射能対策についてお伺いいたします。

本市は、残念ながら汚染状況重点調査地域、県内8市町の一つです。放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法等に基づき、除染実施計画が策定されておりますが、除染は計画どおりに進んでいるのでしょうか。また、市民の健康調査、ホールボディカウンター測定等は進んでいるのでしょうか。

市内5地区の除染の進捗状況とWBC測定の現状をお伺いいたします。

補正予算に計上されている母乳及び尿の放射性物質検査の導入の経過をお伺いいたします。また、甲状腺エコー検査や血液検査を導入する考えがあるかお伺いいたします。

9月議会の会派代表の吉成代表の質問において、健康調査計画の策定を提案いたしました。その一環として健康手帳の配布を行ってはどうかお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） それでは、3点目の放射能対策についてはお答えをいたします。

の市内5地区の除染の進捗状況とホールボディカウンター測定の現状について、さらに の健康手帳の配布につきましては、去る12月5日の市政一般質問、山本はるひ議員にお答えをしたとおりでございます。

の母乳及び尿の放射性物質検査導入の経緯に

つきましては、市民の皆様からの要望があり、那須町での実施状況などを確認し、検査の実施が放射能に対する不安の軽減につながるものと判断をいたしまして実施することといたしました。

また、甲状腺エコー検査や血液検査につきましては、医療機関での検査となることから、地区の医師会と協議を進めている状況でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） ありがとうございます。

は昨日に済んでいますので、これは大体了解したので、次の から質問させていただきます。

この母乳、また尿の放射性物質の検査の委託なんですけれども、あくまでも市民の不安の軽減を目的ということで、1月から3月に検査費の助成ということで計上されているんですけれども、やはりこれの出し方、この経緯というか、この人数ですね。

全協のときにお示しいただいた資料によりますと、授乳中の女性が約1,500人、そのうちの2%で30人、尿の検査におきましてはゼロ歳から6歳児が6,781人いるところの2%で136人、妊婦約1,000人の2%で20人、これはちょっと余りにも低いと思うんですけれども、こちら辺の数はどういふところから出たんでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 対象人数についてどんな考えで出したのかというふうなご質問かなというふうに思いますが、これにつきましてはホールボディカウンターも同じだったんですけれども、実際にどのぐらいの方が希望されるかということ予測するわけでございますけれども、那須町での実施の例、ホールボディカウンターもそんな形で出してみたわけでございますけれども、そ

れと実施の期間も今回につきましては12月補正成立後ということでございまして、周知の期間とか、そういうものも考慮しまして2%というふうな見込みをさせていただいたところでございます。

これにつきましては、当然、希望がふえれば、それに伴って予算のほうも見直しをして対応してまいりたいというふうには考えておるところでございます。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） ありがとうございます。

検査期間が1月から3月という短期間ということもありますでしょうけれども、これだけ少ないんでしたら、かえって公費負担で無料にしまったほうがいいんじゃないかなと、普通思うんですけれども、こら辺はいかがでしょうか。139万5,000円ですよ。どこかやはり無駄を削れば出るんじゃないかと思うんですけれども、こら辺の算出はいかがなものでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） こちら12月補正で今年度分という形の金額でございますので、今、議員がおっしゃった金額になってございますけれども、来年度以降も不安軽減につながるものということで実施をしていきたいというふうな考えでございまして、全協のときにも申し上げましたけれども、考え方としましては2分の1の市のほうで助成を差し上げるというふうな考え方での数字でございます。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） ありがとうございます。

隣の那須町は無料だと聞いております。また、大田原市でも無料ということを知っておりますけれども、やはり那須塩原市11万7,000人ですよ。やはりで無料だからこちらもということではない

んですけれども、やはり1万5,000円の半額負担7,500円、やはりこの7,500円も出して利用するとなると私だったらちょっと考えてしまいますけれども、ちょっとこれでは利用する方も2%までいかないんじゃないかなと思うんですけれども、やはり不安の軽減を目的ということですから、何とか公費助成でできないものでしょうか、もう一度お尋ねいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 大田原市の例はちょっと私、承知はしていないんですけれども、那須町につきましては先ほど申し上げましたように、この事業実施に当たって、那須町にもお伺いをしている確認をさせていただきました。

那須町さんの最初取り組んだ経緯は、ホールボディカウンターが導入されるまでの先行して尿検査をしてはどうかというふうな考え方だったというふうにもお聞きをしております。

それと、ただいまの無料にできないかという形でございますけれども、先ほども言いましたように、任意の予防接種についても2分の1ということでこれまでも実施をしてきた経緯もございまして、今回ご提案申し上げているような形で実施をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） わかりました。

あと、エコー検査、甲状腺の検査、血液検査は今、医師会との話し合いで進んでいると言いましたけれども、これは実施する方向で進んでいるのでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） こちらも不安軽減

ということで、市としては実施をしたいというふうな形で医師会のほうとご相談を申し上げております。

その中で、先ほどのABC検診ではございませんけれども、かなりの市内の医師会の先生方のご意見を伺いますと、ハードルが結構あるかなというふうにはとらえてございますが、市としてはできれば実施をしていきたいという形で、今後も医師会のほうと協議といたしますか、詰めてまいりたいというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） ぜひ前向きなご検討をお願いいたします。

では、その次の3番の健康手帳の件なんですけれども、きのうのやはり山本議員のお答えにありましたように、配布はしないというご答弁でした。これは健康管理システムで管理するからということなんですけれども、これは何年間ぐらいのあれで管理するのでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 健康管理システムの何年ぐらいというふうなことでのお尋ねなんですけれども、システムが運用している間は管理ができるということでございます。今現在までも、きのう申し上げましたように、いろいろな検診の状況ですとか、予防接種の実施状況等についてはずっと管理をしてございます。期限は特に設定は、システム上はされておりません。ただし、死亡して、住民情報とリンクしてございますので、そのような場合にはデータが消えてしまうということもございまして、基本的には期限なしで管理をさせていただきますということでございます。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） ありがとうございます。

やはり、行政としては約5年間が一つのめどだと思わすけれども、その件に関しては、例えば他県に越されたとか、そういった場合には、そのシステムも一緒について回るといふか、5年ぐらいたったとしても永遠にこれは大丈夫なんでしょうか。健康母子手帳なんかは、やはりその人が生まれてから一生ずっと持って歩くものであって、やはりそれがあるからこそ、いろいろな面で役立つんですけれども、この管理システムで管理された場合には安心といふか、未来永劫といふか、大丈夫なんでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） システム上のデータにつきましては、当然、市民の間ということにはなると思いますが、きのうも申し上げましたように、いつでもその中身を出力して本人様にお示しすることはもちろんできますので、もし転出とか、そういうことでそのデータを転出先ということになりますれば、その時点でデータを出力して本人様にお渡しをしたりということではできかねないというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） やはり手元にあることで一番安心といふか、利用ができるので、ぜひともこれも健康手帳は配布をするべきだと思っております。

また、健康調査計画の策定なんですけれども、この件に関してはどのようなご検討をされたでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 先ほどから申し上げておりますホールボディカウンター、それから尿検査、母乳検査、甲状腺エコー検査等につきま

しては、健康調査というふうなとらえ方じゃなくて、不安軽減のためにというふうな考え方でございます。調査という考え方じゃなくて、あくまでも不安を抱えている方についてはいろいろな病気になりやすいということで、それを防止しようというふうな考え方のほうが強いということでございまして、調査ということになりますと、全員を対象というふうな形にもなりますので、それについては市だけで対応するということはちょっと困難かなというふうなこともございまして、今、先ほど申し上げているような不安軽減のための対策ということで、今のところは考えているところでございます。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） ありがとうございます。

やはり、行政の目的の1つには市民の命と財産、生活を守るのがやはり1つの使命だと思っております。やはり一人一人の立場というか、生命の安全のために、ぜひとも前向きな施策をやっていたきたいと思います。

次の4番に移ります。

4番、医療救急、これセットとなっておりますけれども、キットに直してください。

医療救急キットについてお伺いいたします。

病歴や身体状況など、救急医療活動に必要な情報を入れた医療救急、これもキットですね。セットじゃなくてキットに直してください。が各家庭の冷蔵庫に保管され、急病時に駆けつけた救急隊員が迅速、適切な処置をするために活用できるよう進められております。

配布状況をお伺いいたします。

希望する市民全員に提供してはどうでしょうか、お伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） それでは、4点目の救急医療キットにつきまして、と、関連がございますので、あわせてお答えをいたします。

救急医療情報キットの配布状況についてでございますが、平成23年9月より65歳以上のひとり暮らしなどの方に配布を開始いたしました。ことし11月末現在で1,141人に配布し、ご利用をいただいているところでございます。

希望する全市民への提供につきましては、現在、高齢者世帯の方を対象に、先ほど言いましたように配布をしているところですが、市民の安全と安心を確保するという観点から、必要な方に救急医療情報キットを配布できるよう、今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） ありがとうございます。

この広報紙の中に、救急医療情報キットを無料で配布しておりますというお知らせがありました。ここにもやはり今、部長がご答弁されたように65歳以上の人を対象に救急医療情報キットを無料で配布しております。救急医療情報キットとは、かかりつけの病院や服薬内容、緊急時の連絡先を記入した用紙などを専用の容器に入れ自宅に保管し、救急時に救急隊員がその内容を確認することで、迅速な救急活動に役立てようとするものです。

対象は65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯、日中同居の人が不在となる高齢者世帯の人、施設などに入所している人は対象外ですということで、こちらにお知らせがありますけれども、これも23年9月1日から配布されて、23年度はやはり配布された年ということもあって、申し込み件数も多いんですけども、24年度におきましてはかなり申し込みも減っているということで、部長がおっしゃられたように約1,150人ぐ

らいですね。

たしか、これ5,000本ぐらい用意していただいたと思うんですね。やはりそこをもうちょっと広げまして、希望する市民全員に提供してはどうかということで、きょうは質問させていただいたんですけれども、やはりこれも救急情報キットを先進的に広めた他の自治体でも、全市民に対して今オープンに申請がある方にはお使いくださいということで、やはりそこでまだまだ40代の体の弱い人なんか突然の体調不良や災害時など、いざというときに役立つから友達にも勧めたいというような声も届いているということで、本市におきましても足りなくて困るといふくらいになればいいかなと思うので、ぜひともその窓口を、今、答弁されましたように広げまして、市民の皆様に活用していただければなと思ひ、要望いたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で20番、平山啓子君の市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時02分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

東 泉 富 士 夫 君

議長（君島一郎君） 次に、25番、東泉富士夫君。25番（東泉富士夫君） 議席番号25番、公明クラブ、東泉富士夫でございます。市政一般質問を

行います。

1、市営住宅の安全管理について、中塩原市営住宅は現在2戸建てであり、その中の1戸には入居者がいらっしゃいます。その住宅の裏は岩盤地層の傾斜地で、その傾斜地の極めて浅いところには太い杉が多数立っており、非常に危険を感じております。

先ごろは、その住宅の物置に地すべりのような状態で杉が倒れたため、伐採した状況にあります。

中塩原市営住宅の安全管理について、今後どのように考えているかお伺いします。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君の質問に対し答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（薄井正行君） それでは、1の市営住宅の安全管理についてお答えをいたします。

塩原中塩原住宅につきましては、築58年が経過し、老朽化や敷地が狭く有効利用が困難であることから、平成32年度までに用途廃止の方針が決定されております。

また、ご指摘の住宅敷地の一部は、土砂災害特別警戒区域にも指定されていることから、今後、入居者の意向を確認しながら、ほかの市営住宅への住みかえについて検討を行ってまいります。

以上です。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） 市営住宅の安全化については、今まで入居者からいろいろな要望があったかと思いますが、こちらからもいろいろお話はされたかと思いますが、どのような話し合いがあったのか、もしおわかりであればお伺いをしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（薄井正行君） 塩原中塩原の住宅につ

いては2戸ありまして、今、議員さんのお話にあったのはそのうちの1戸だと思うんですけども、傾斜地から離れた側にもう1戸建ってまして、そちらについては入居者の理由で転居されたということで、そちらへの移転といえますか、それができないかというようなお話があったというふうに聞いておりますけれども、それらについてはまだ中の状況、それから老朽化の状況、それから将来的には廃止するという事なので、入居する場合にはある程度の改修とか、そういったことも含めて、ちょっと当面は今の段階では考えていないというお話を申し上げたということでございます。

ただ、先ほども申し上げましたように、今後についてはその同じ中塩原住宅にするか、あるいは別な塩原の市営住宅するかということは、いずれにしてもそういったところへの転居といえますか、移転というのを今後話し合いをしていきたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） わかりました。

入居者のお話によりまして、これは個人的なお考えでありますから、何とも申し上げられない、私個人的には申し上げられませんが、長年住んできた住宅であるということで、非常に今後、離れたいというか、そんなお話も聞いたところでございます。そうしますと、その方がずっとそこに今後住み続けるということになりますと、つい最近、その周辺に、そこまでちょうど市営住宅のところまでは伐採が進んだと思います。その理由としては、先ほど申し上げましたように、物置に杉が倒れてしまった、そのような状況で、そのような配慮というか、伐採されたのかなど、このように思っていますが、そうしますといずれにしてもここに住み続けるということになりますと、非常に市営住宅のところまで伐採されているの

で、かなり風当たりが今後大分強くなって、また杉が倒れる可能性も十分にあるのかなど、このように見た感じでは感じております。

そうなりますと、何か事が起きますと、いろいろ建物、また身の危険というか、そういったことも考えられるかなと思いますが、その点は今後またお話し合いがあるんだと思いますけれども、その点についてはどのようなお考えか、再度お伺いをしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（薄井正行君） 今お話のありました急傾斜地に杉があるということで、その土地については公共用地ではなくて、個人の土地で、当然、杉についても個人の財産でありますから、それについて私どもがどうこうというのは、なかなか申し上げにくいという状況でございます。

対策として、私のほうで考えられるのは、危険な住宅で、将来的にも取り壊しを予定している住宅でありますので、ほかのところに移っていただけないかという話し合いをさせていただくという考え方でございます。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） わかりました。

築50年以上たっているということで、大変このまま住むということは危険も伴うということで、その辺、ぜひ本人様というか、入居者はそのまま住み続けたいと、こういう思いが強い感じであります。その辺ぜひ何かあって、危険が伴うようなことがあってはならないと思いますので、その辺を説得といえますか、お話しただいて、危険のないような状況で安心安全なところに住んでいただくようなことをぜひお話ししていただきたい、このように思っております。

それでは、次に進みたいと思います。



2、側溝拡幅の整備について、県道中塩原板室那須線、木ノ葉化石園向かい側にある側溝約30mは、通常より幅が狭くなっているため、大雨のたびに道路にあふれ、地元住民が大変困っている状況にあります。そのため、今までに地元住民から要望が出されているようです。

側溝拡幅の整備と対策について、今後どのように考えているかお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（薄井正行君） 2の側溝拡幅の整備についてお答えをいたします。

県道中塩原板室那須線の木ノ葉化石園向かい側にあります側溝約30mの区間につきましては、大きさはほぼ同じでございますけれども、形状が異なっているということで、また中心がずれているということで、接続部が狭くなっている状況にあります。このことが原因で大雨時にあふれると思われることから、栃木県大田原土木事務所に地域の実情を申し上げまして改善の要望をしまいたい、このように考えております。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） 県道であります、ぜひ地元住民にとりましては、大雨ごとに大変困っているということでございますので、今、部長からお話がありましたように、県のほうへぜひ、その状況を強く要望していただきまして対策をよろしくお願ひしたい、このように思っております。

次に、3、明神橋の復旧について、中塩原の明神橋は、昔から地域を結ぶ大事な橋として多くの人々に利用されてきました。しかし、東日本大震災後は通行どめとなり、地域住民の方々は大変不便を来しています。

明神橋の今後の復旧はどのようになっているのか伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 明神橋の復旧についてお答えいたします。

明神橋については、昨年度実施いたしました橋梁の点検結果を踏まえて、今年度行った橋梁長寿命化修繕計画策定の中で検討をしまりました。この結果、修繕することによって人道橋として利用することが可能であるとの結論に至りました。

このようなことから、児童生徒通学の利便性なども考慮して、早期に修繕工事を実施するため、実施設計業務を今回の補正予算に計上いたしました。

以上です。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） 市長のほうから12月の補正で設計委託料が計上、今回されております。できるだけ早い時期に整備をしていきたい、このようなお話でございます。

ここで1点、当然そのようなことは考えていると思いますが、この明神橋、非常に欄干の高さ、旧基準というか、そんなあれで現在の基準から比べればかなり低い、非常に安全性に問題が出てくるんだと思いますが、今後のこの対策についてはどのようにお考えか、この点についてお考えをお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（薄井正行君） 手すりの部分につきましては、基準がございますので、その基準に合っているかどうか、もう一度詳細に確認をした中で検討をしまりたいというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） この欄干の安全性についてはぜひ万全を期していただきたい、このよう

に思います。

それから、設計委託料が今回12月補正で計上されておりますが、今後の整備計画、完成までの今後の計画が現在わかっている範囲で、わかりましたらお願いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（薄井正行君） 設計についてはこれから行うということですので、まず改修にどの程度の費用がかかるかということが一番問題なんですけれども、できるのであれば来年度中には修繕をしたいというふうに思っておりますが、修繕の内容が今後の設計の中でどの程度になるかということにもよるかと思いますが、希望としては来年度中に実施したいというふうには思っております。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） わかりました。

いずれにしましても、この明神橋、長い歴史のある橋でありまして、この地域、地元住民は大変生活に密着した橋であるわけでございます。できるだけ一日も早く整備されまして、今度は車は通れない、人道、人のみということでございますが、一日も早く完成されまして、地域住民が通れるようにしていただきたい。また、地元住民もそのように望んでいると思いますので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして、私の市政一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で25番、東泉富士夫君の市政一般質問は終了いたしました。

部終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時18分

#### 散会の宣告

議長（君島一郎君） 以上で本日の議事日程は全